

古文書徹底解釈 紀州の歴史 第八集

御巢鶴捉り飼い

和歌山県立文書館

目次

はじめに	1	三 根来者株売買	44
一 相勤候段一段之儀	5	1【内約束用書】	45
1【追廻御門御固】	5	2【養料請取覚】	53
2【御言一札】	10	3【養子願上口上】	59
二 御巢鶴捉り飼い	15	4【御目見得入替り願上口上】	65
1【請取申鉄砲并二小道具】	17	5【御役相続願】	70
2【以直手形可被相渡候】	24	6【忘中引断り】	75
3【人足可相立】	28	7【相對養子内契約】	81
4【木錢覚】	31	8【暫相続】	88
5【受取申鉛・薬】	35	9【跡目之義ハ追而】	94
6【受取申勤銀】	41	四 家内人別代官直支配	98
		1【家内人別代官直支配】	98
		2【介病御暇】	107
		3【所詮私共にては】	119

はじめに

「二 御巢鶴捉り飼い」には「御拝領御巢鶴（捉飼就御用）矢来鉄砲打（御用）」と類似の表現が随所にあります。「捉（取）飼」は鷹狩りの用語で、鷹が獲物を捕ること、あるいはその訓練をいいます（『南紀徳川史』

一七冊、一〇〇〇～一〇〇一頁。一〇一四～一〇一七頁。一〇二五頁。一〇二九頁。「取飼覚控帳」（三六六二）。

そうすると、幕府からの貴重な「御拝領御巢鶴」（幼鳥）を鷹の獲物にしてしまうというありえない事態を示しています。もちろん、根来者（根来同心）垣内正福院らが、鉄砲と弾・火薬を持ち数十日の間郡々を巡っている「矢来鉄砲打」とのつながりも思いつきません。

「御（巢）鶴捉飼」のままならば、幕府に献上する鶴を鷹に捕らせる「御献、上御（巢）鶴捉飼」が考えられます。しかし紀州藩領での鶴の生息域（「鶴代」という記述があります（同前、一〇一四頁）。「代」は、田や湿地

のことですから、無数の鶴が降り立つ湿地でしょうか）は、伊勢国松坂領・白子領にありますから、根来者が勤めた海士・名草・那賀郡での「矢来鉄砲打」にはつながりません。

どうやらこれは鷹狩り関連の役務であることは間違いないのですから、「鶴」をあきらめ「鷹」に替えると、「御拝領御（巢）鷹捉飼就御用」、鷹狩り御用、鷹狩りの環境を整えるための御用となります。「御巢鶴」は「御巢鷹」の誤記だったようです。

「矢来鉄砲打（御用）」とありますが、鷹狩り御用での「矢来鉄砲打」という大仰な言い方には違和感があります。そもそも「矢来鉄砲打」は鉄砲同心の戦法を示す用語のようで、矢来は自陣の周囲に張り巡らせた防衛線ですから、ここから敵に向けて遠距離の射撃を行なう方法だったと考えられます。この用語になぞらえ、あるいは

根来者にとつての訓練としてもこの御用があつたということでしょうか。ただ、鉄砲の音に驚かないよう、鷹場に鷹がない時期の御用ですが。

鉄砲を持った、郡々での御用（同前八冊、五五四頁に「御鷹場見廻り」「御放鷹等之御用」とあります）に關しては、百姓による農害獸駆除「猪鹿打滅」（『古文書徹底解釈 紀州の歴史 第七集 拙者出張り居り候』）が思い起こされます。鷹狩り御用ですから猪鹿相手ではなく、ここでのとなるのは鷹狩りにとつての害鳥、つまり、鷹の獲物となる小動物を同じように餌にしている鷲・鷲わしや鳥かすなどで、これらを駆除し豊富な獲物の生息する鷹場を準備する役務だったのでしょう。鷹場で木に鳶や鳥が巢を作つたならば、鷹場役人はこれを取り払うことができます（二節前書き）。しかし、小鳥などを餌にするために、一日に何度も上空から鷹場に飛来するような猛禽類や鳥は鷹場役人の手に負えません。根来者が遠距離射撃で駆除しようとしていたのはこれら鳥類で、「一日三十拾五放」（二節5項）という少ない玉数も、駆除対象が絞られていたことを物語っています。

今回取り上げたのは高橋家（当初垣内家。安政六年（二八五九）以降高橋家）文書の根来者（根来同心）史料です（比較のために、仲間史料（四節2【介病御暇】）を入れました）。文化十三年（一八一六）の三節2【養料請取覚】は垣内正福院に宛てていますから、正福院の院号はそれ以前の買得であることが分かります（文化九年「受取申錢之事」（三六六三）も根来者史料でしょう）。遅い時期の史料としては弘化二年（一八四五）（「御拝領御巢鶴矢来打」（三六八六））が確認できます（弘化三年以降の借銀証文（二八〇）以下にも垣内正福院号が出てきますが当てにはなりません。四節3【所詮私共にては】参照）。

根来者（根来同心）は鉄砲同心ですが、一般の同心とは違って日常の役務はなく（「外同心と違ひ平素何等之勤務もなく、居村に在て専ら農事等之自業に服し」、緊急の際にだけ出動を求められます（一節1【追廻御門御固】。「唯事あるの時銃隊たらしむ」、『南紀徳川史』八冊、五五四頁）。通常は百姓の役を勤めているため、根来者を勤めていた同じ時期の年貢関係史料が高橋家文書にも

五十点以上残っています（根来者関係史料は二十数点）。

根来者（根来同心）は中世・戦国期の根来寺僧兵が起源で、天正十二年（一五八四）尾張の小牧・長久手の戦いで家康軍の味方をしたことから、のち幕府や紀州藩の同心として遣われることになったという特殊な由緒を有しています（『南紀徳川史』八冊、五五三～四頁、六八三頁）。根来者も含む同心は藩の役儀で、役儀の序列を記した役順帳の末端、株者の一覧中に書き込まれています（『和歌山県史』近世史料一 二九七～三三三頁、三八三～三九九頁）。しかし役順帳に書かれていたとしても、家臣は株者の上の「御目見^{おめみえ}以下」に属する役儀までです。同心を始め株者は藩の役儀として一覧で記されているだけで、家臣だから載せられているものではありません。株者の身分は百姓・町人なのです（『南紀徳川史』八冊、六五二～六五四頁、六八一頁）。

この株者の役儀は権利化し、株（権利）として売買されるようになります（「三 根来者株売買」）。役儀の売買をはばかり、相続として願い書きが出されますが、垣内氏の場合これらはすべて組頭に差し出されます。組頭宛

ですからその先根来頭に届くことになりますが、これが特別な扱いであることは四節1【家内人別代官直支配】から分かります。

根来者一般はこの時「其方共家内人別向後御代官直支配」「宗門改諸願等、地土之家内同様」となりました。地土の場合、相続願いだけが代官扱いで、願い一般は大庄屋扱いであることが分かりますから、根来者一般も同様の扱いになったのです。ですから、それ以前は「代官直支配」以下の扱い、百姓身分として大庄屋扱いだったということです（ただ役務上の指示は同心一般でも組頭經由で伝えられます。「文久三年紀州藩諸事御用留」、『和歌山県立文書館紀要』創刊号、第二号所収）。仲間^{ちゅうげん}の「介病御暇」も、組頭でも代官でもなく、庄屋・大庄屋に宛てられています（四節2【介病御暇】）。

垣内氏の相続が特別に組頭・根来頭扱いだったことのみならず、三節4【御目見得入替り願上口上】では、藩主御目見得格を有していた山田嘉福院が、新しく嘉福院の号を得た垣内嘉福院も御目見得格を保持できるよう願い出ています。ただこの御目見得格は、嘉福院号に自ず

と付随していたわけではなく、山田氏という家が嘉福院という号を有するという、二つの条件がそろった時に保持できたはずで、山田嘉福院が垣内嘉福院の御目見得格を願っているのですから、垣内家も御目見得格を保持しうる家格を有していたと考えられます。

紀州藩の根来者については、前田正明「根来者馬場家文書について」（『和歌山県立博物館研究紀要』二五、二〇一九年）、小橋勇介「紀州藩の根来者の存在形態について」（『和歌山市立博物館研究紀要』三三、二〇一八

年）がふれています。

なお、高橋家根来者史料は二〇一九年の古文書講座で扱いました。寄託者和歌山市木ノ本高橋家に感謝いたします。今回も『日本国語大辞典』第二版を利用していますが、とりわけ補助動詞謙譲表現については私見に基づいています。松島由佳編『高橋家文書目録』（和歌山県立文書館）もご活用下さい。

また皆様にお会いできる日を心待ちにしております。お体大切にお過ごし下さいますよう。（遊佐教寛）

一 相勤候段一段之儀

1 【追廻御門御固】

本項と、次項【御言一札】は一連の達しですが、長文ですので二つに分けました。その前半に当たる本項は、「文政六年未六月百性騒動」としてしますので、文政六年（一八二三）六月の文政一揆鎮圧に関する内容です。根来者は一般の鉄砲同心とは異なり、緊急の際にだけ「出勤」を求められます。②冒頭に「此度出勤仕候者とも江

御褒美頂戴仕候」、②末に「右之通被下置候」とありますから、本項は今回鎮圧に「出勤」した者に特別に与えられた褒美についての、藩（老中あるいは勘定奉行）から根来頭への達し、あるいは、藩からの通知を受けた根来頭からの根来者への達しになります。これには根来頭からの添え状があるはずですが、それは残っていません。

〔釈文〕

一①文政六年未六月百性騒動二付若山
御城下出勤、六月三日追廻御門仲間
御固仕候、同十一日嘉家作河原御固仕候、
同十三日追廻御門御固、②此度出勤仕候者
とも江御褒美頂戴仕候、忝人前御金包
分金壹歩貳朱、銀貳拾四匁壹歩ツ、

一 文政三年未月百廿九日^①
御城下出動有月之遊也御門御中
出動同日十^②ふ家他河桑市國信
日十^③方遊也御門市國出動信者
是日^④御城出動信者人至市令包
ふ令是方家御城出動信者
右^⑤也

③ 涉之 一 凡 事

付 心 北 者 自 由 意 場 新 美

清 城 深 定 新 中 有 法 出 精 妙 動 以 展

一 位 之 保 以 此 為 根 本 志 自 在 也 中 日

一 下 一 步 子

⑤ 付 心 北 者 自 由 意 場 新 美

⑥ 中 日 之 保 以 此 為 根 本 志 自 在 也 中 日

涉 定 以 不 合 之 割 合 是 清 目 見 之

右之通被下置候
文政六年未六月百姓(性)騒動に付き和歌山(若山)
御城下出勤、六月三日追廻御門仲間中
御固め仕り候、同十一日嘉家作河原御固め仕り候、
同十三日追廻御門御固め、②此度出勤仕り候者
共(とも)へ(え・江)御褒美頂戴仕り候、忝人前御金包
分金壹歩貳朱、銀貳拾四匁壹歩ずつ(ツ、)
右之通り下し置かれ(被下置)候

右之通被下置候

文政六年未七月

〔文意例〕

一①文政六年未六月百姓騒動（一揆）に際して（根来者は）和歌山

御城下に出動し、六月三日追廻御門を（お前達）根来者が

御守衛いたした。同十一日嘉家作（先の紀の川）河原を御守衛いたした。

同十三日追廻御門を御守衛（いたした。それに関し、）②この度出動いたした（根来者の）者

共へ御褒美を頂戴いたした。一人前は御金包で

分金一步二朱、銀二十四匁一步ずつ（である）。

右の通り（藩は）御命じ置いた。

〔語意・語法〕

①文政六年：有吉佐和子『助左衛門四代記』は、①②

に「百姓騒動警備御手当の事」という題目を付け、差出人を「垣内正福院」とし、「文化五年一揆」史料として

引用している。文政六年未六月百姓騒動 八日、伊都郡

名倉村（橋本市高野口町）の百姓が雨乞いに集まったと

ころから一揆が動き始めたという。年貢減免などの要求

をかかげ、周辺の百姓を加えながら総勢二万人ともいわ

れる一揆勢は城下に向った。十一日には地蔵の辻（和歌

山市中之島）に及び藩と対峙したものの、願いが聞き届

けられたとして藩の説諭を受け入れた。六月三日 文政

一揆は六月八日以降のことなので、「三日」は誤記。追

廻御門 和歌山城西側の門。仲間中「仲間」は根来者の

こと。「中」はその範囲内であること、また、その範囲

全部であることを表わす。御固仕 仲間中が。「仕」は補

助動詞。藩（老中あるいは勘定奉行）または根来頭の差

し出し文書と考えるので、下位者（根来者）に対する

重々しい、やや尊大な表現となる。動詞の連用形に敬意

の接頭語「お」を冠したもの（「御固」）に付く場合には、

さらに、動作の及ぶ対象に敬意を表わす謙讓表現として「(物事を)する・なす」の意に用いる。嘉家作 和歌山市嘉家作丁。同十三日追廻御門御固 この次に、「仕候、右二付」のような一文が脱落していると思われる。

②出勤仕候者とも「とも(共)」は自称の代名詞、または自分の身内の者を表わす名詞に付けて、単数・複数にかかわらず、謙遜した表現として用いる。頂戴仕候「江」があるので、話し手の(藩に対する)働きかけで頂戴できたという意味合いが生じるが、2項⑥からすればあり

2 【御言一札】

前項【追廻御門御固】の後ろに本項の文章が続きます。前項は根来者に宛てた達しでしたが、これに付け加えた、鎮庄に「出勤」した者全体に宛てた達しが本項で、藩主治宝はるなみからのお褒めの言葉と、下される褒美について記してあります。このうち治宝の言葉は③だともいえるのか

〔釈文〕

③ 御言一札之事

えない。「江」をなくせば、出勤した者は頂戴した。「仕」は補助動詞。下位者に対する重々しい、やや尊大な表現。敬語名詞「頂戴」に付くため、藩に一層の敬意を表わす。金包 金銭をつんだ包み。分金 褒美用の一歩金。四分の一両。貳朱 四分の一步。銀貳拾四匁壹歩「銀」は入用銀あるいは雑用銀か(経費)。金一両で銀五〇目。

③被下置「下」は、ここでは②を与えるというより、①②全体を命令する。「置」は、ある状態をそのまま続ける意を表わす。

も知れませんが、「出勤」した者が詰めた具体的な箇所になぞなぞ触れるとも思えないので、これを除いた、「出精相勤候段一段之儀候」だけを褒め言葉とするのが妥当なところでしょうか。

此度非常ニ付、御固場所并

御城・評定所等江相詰出精相勤候段

一段之儀候、④此旨根来者之内罷出候輩江

可申聞事

⑤此度非常ニ付御固等ニ罷出候面々、渡物等ハ

無之候筋ニ候得共、⑥格別之思召を以、別段、

御定銀・被下金之割合を以、御目見へ

已上・已下・末々迄御固等罷出候向、御かね

被下筈候間、御書物方江罷出夫々頂戴

いたし候筈

文政六年未七月

(二六八一)

〔読み下し文〕

③ 御言一札之事
おことばいっさつもの

此度非常に付き、御固め場所并に
このたび ひようじようしよ

御城・評定所等へ(え・江)相詰め
ひようじようしよ しめつけい出精相勤め候段

一段之儀に候、④此旨根来者之内罷り出で候輩へ

申し聞け可き事

⑤此度非常に付き御固め等に罷り出で候面々、渡り物等はこれ之無き候筋に候え（へ）ども（得共）、⑥格別之思し召しを以って、別段、御定銀・下され（被_レ下）金之割合を以って、御目見え已上・已下・末々迄御固め等罷り出で候向、御かね（金）下さる（被_レ下）筈に候間、御書物方へ罷り出で夫々頂戴いたし候筈

〔文意例〕

③ （藩主からの）御言の文書について

この度の非常（事態）で、（それぞれの者が）御守衛の場所ならびに

御城・評定所等へ詰め「熱心に勤めた件は

きわめて素晴らしい事態である」（と藩主がおっしゃった）。④このことを根来者の内出勤した輩へ

申し聞かせること。

⑤この度の非常（事態）で、御守衛等に出勤した面々（に対し）、渡り物（旅費・食糧米）等は

支給しない決まりではある。しかし、⑥格別の（藩主の）思し召しで、別途、

（役ごとの）御定め銀・下され金給付額の（相対的）割合をそのまま使って、御目見得

以上・御目見得以下の家臣および株者にいたるまで、御守衛等に出勤した者へ、（褒美としての）御金を

お与えになる計画である。御書物方（御用人役所）へ出向き、それぞれ頂戴

いたすという手筈になっている。

〔語意・語法〕

③御言「おことば」か。十代藩主治宝からのお言葉。一札之事「一札」は、一通の文書・書状・手紙。一筆。一書。特に、証拠・支証となるべき文書・手紙。一通の証文。手形。「事」は、「こと」で文を中止するような形で、文章の題目などとして用いる。何々についてという意を表わす。此度非常二付 文政六年百姓一揆のこと。評定所勘定所のこと。藩内すべての財政を扱う。和歌山市九番丁。相詰出精相勤候段 敬語表現の「被相勤」でなく、「相勤」となっているのは、藩主の「御言」だからなのだろう。「相詰」にも敬語がないのは、「相勤」の表現に引く張られたか。あるいは、これも藩主の言いか。「相」は、語調を整えたり、語勢を添えたりする。「詰」は、きまつた場所に控える。出仕する。出勤する。また、おしかける。「段」は「こと」。「…のこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。ここでは「出精相勤候」だけか、文頭から「段」までかで狭くみえるが、内容は多くの者の出勤を示すから「段」。一段之儀「一段」は、きわだつてすばらしいさま。いっそうよいさま。「儀」は、「こと」。

「…のこと」を意味する語はいくつかあるが、その中で「儀（義）」は、そのかかる範囲が最も狭く、直前の語に限られる。ここでは「一段」。

④此旨…④が、老中あるいは勘定奉行から根来頭への達しで、それぞれの頭に宛ててこの部分が付け替えられていくのだろう。此旨「旨」はものごとの意味・内容。趣意。趣旨。根来者之内罷出候輩「罷出」なかった根来者もいたということ。「罷」は接頭語的に用い、その複合した動詞（「出」）に、下位者に対する重々しい、やや尊大な気持を添える。「輩」は、見くだした語感で、ともがら。仲間。てあい。連中。可申聞事「可」は話者（老中あるいは勘定奉行）の意志を表わす助動詞。文脈により意志の強弱の度合いが異なる。ここでは指示・命令。「申聞」は、言い聞かせるの謙讓語。「言い聞かせる」を重々しく言う。告げ知らせる。道理を述べて教えさす。「事」は、命令の意を間接的に表わすのに用いる。

⑤此度…藩主による③の御褒めを受け、老中が家臣及び株者の全体に対して具体的に出した指示が⑤⑥。面々

対等の、または目下の多数の相手に呼びかけるのに用いる。みんな。みなみな。**渡物等ハ無之候筋**「渡物」は、主として江戸への道中に要する渡り金(旅費)・扶持米(ここでは食糧)の給付。ただし和歌山での勤務では給与されない(『南紀徳川史』九冊、九八―一〇〇頁。四九五―四九七頁。六四八頁。六六七頁)。「渡物等ハ無之候」で、渡り物は支給しない。自腹。給銀の中から自前で調達する。「筋」は、物事の前後、あるいは全体が、論理的な関係などでつながっているもの。すじみち。道理。いわれ。**候得共**(「候う」^{さう}候ふ)の已然形「候へ」の「へ」に当て字「得^え」を使ったもの。「共」は接続助詞「ども」の当て字。「ども」は、活用語の已然形を受ける。逆接の確定条件を表わす。けれども。

⑥**格別** 物事の種類、性質、内容などが異なること。全く別種であること。**思召** お考え。お氣持。好意を含んだ考えや意向。**別段** 特に。とりわけ。殊に。だが、ここでは「別途」の意がふさわしい(垣内八二・二・中筋二九二・堀「胡乱者改控」十月朔日)。「御かね被下筈候」にかかる。**御定銀・被下金**「定銀」は不明だが、

「役々により米金銀を下付する」役料のことか。「被下金」という用語はあるにしても、それを下付する制度については不明(前掲『南紀徳川史』、四七四―四七九頁。四九〇頁)。「被」は(藩への)尊敬。「下」は、上位の人(藩)から下位の人(家臣)へ与える。**割合を以御定銀・被下金制度で定まっている役ごとの給付額の、相対的割合に沿って。御目見へ已上・已下・末々**「御目見へ已上」は、老中から主として新宮・田辺与力までの上級・中級家臣。「御目見へ已下」は、主として以下小普請から、勘定奉行支配小普請までの下級家臣。「末々」は、伊賀以下の株者(『和歌山県史』近世史料一三〇七―三二二頁)で、百姓身分。**罷出候向**「向」は、ある方面に関わること。また、その人。その筋。**被下筈**「被下候筈」(被^{れくだ}下候筈)のこと。「被」は(藩主への)尊敬。「下」は、上位の人(藩主)から下位の人(家臣)へ与える。「筈」は、物事が当然そうなること。転じて、予定・てはず・約束などの意にもいう。**御書物方江**金銀の受け渡しは勘定所御金蔵で行なわれる(前掲『南紀徳川史』、四九〇頁)から、ここは誤りか。あえてこのままで意味をとるならば、

「御書物方」(『南紀徳川史』八冊、五一八頁)は、軍事についてもその事務を取り扱う御用人役所だから、そこで今回の出勤を証する切手(証明書)を受け取り、それを御金蔵に持参するという手順か。頂戴いたし候「いた

二 御巢鶴捉り飼い

「御拝領御巢鶴捉飼就御用矢來鉄砲打御用」という、同じような表現がこの証文類の随所に書かれています。その中で「御拝領」はともかく、「捉飼就御用」の一文はあつたりなかったりします。ただ、「請取申鉄砲并二小道具事」(1項)と「受取申鉛・薬之事」(5項)という一連の証文で、一方にはなく、一方には書いてあるのですから、このある、なしに特に意味はなく単に書き手の加減としか思えません。

ところで、「捉飼」(取飼・鳥飼)とは、巢鷹(幼鳥)に限らず、鷹が鷹狩りやその訓練で獲物を捕らえることをいいます(『南紀徳川史』一七冊、一〇〇〇～一〇〇一頁、一〇一四～一〇一七頁、一〇二五頁、

し(致)は補助動詞。動作性の名詞、主として漢語名詞に付き(「頂戴いたし」、話し手(老中)による、聞き手である下位者(家臣)に対する重々しい、やや尊大な表現として、「(物事を)する・なす」の意に用いる。

一〇二九頁)。「御拝領御巢鶴捉飼」とありますが、幼鳥を拝領するならば、鶴ではなく御巢鷹おんすだかのはずです。鷹狩りに、獲物を捕えて鷹匠の元へ戻ってくる鷹として訓練するには、成鳥ではなく幼鳥からでなければ遅いからです。巢鷹は手に入れるのが難しく貴重であるため、幕府や大名間の贈答用として使われます。

鶴を幕府から拝領するとしても、それは成鳥の鶴で、巢鶴になることはまずありません。しかも、鶴は瑞鳥ずいちょう(めでたい鳥)ですから、拝領後、御台所人が調理し、藩主をはじめ重臣共々、皆で食べてしまいます(天保十四年(一八四三)正月、湊御殿。『南紀徳川史』一四冊、六八一～六八二頁)。めでたさを体に取り込むのです。

となれば、「御拝領御巢鶴、捉飼」は考えにくい表現です。くずし字には「巢鶴」と書いてありますが、ここは「巢鷹」でなければ「捉飼」とつながりません。つまり、「御拝領御巢鷹、捉飼御用」とは、鷹が獲物を捕らえることに関わる、あるいは、その訓練に関わる御用なのです。

垣内正福院らは、「矢来鉄砲打御用」として、鉄砲を預かり、玉と火薬を持つて（大方、立替え分）、海士・名草・那賀各郡へ出向いています（2項・3項）。この各郡には、藩主が滞在し「遊獵」（鷹狩り）を催した御殿（別邸）、名草郡北島御殿・那賀郡粉河御殿・同郡溝の口御殿（『南紀徳川史』一七冊、九五六頁、九六一頁、九六七頁）があったことが分かりますので、彼らが向ったのはこれら御殿に付属する鷹場だったのでしょう。

鷹が獲物とする鳥や小哺乳類については、自然の中で同じようにこれらを餌としている動物がいます。放置しておく鷹の獲物が減少し、鷹狩りの成果が上がりません。紀州藩関連の史料を見付けることはできませんが、関東の幕府鷹場では、鷹と獲物が同じとび・鳥の「すばらい巢払」を命じたり（根崎光男『江戸幕府放鷹制度の研究』、吉

川弘文館、二〇〇八年、二六八―二七四頁）、羽田周辺では「鳥打」「わしうち鷺打」「鷹打」を鉄砲同心が行なったといえます（『天田区史』中巻、一八五―二〇六頁）。根来者もまた、鷹場役人にはできない、これら猛禽類等の鉄砲による駆除を担ったと考えられます。

紀州藩鷹場の様子は分からないのですが関東にある幕府鷹場では、その境界を示すための杭を何本か打って回りに土盛りをし、それぞれを矢来（囲い）で囲んでいきます（享保七年「寅村入用立合改小割帳」、享保九年「辰村入用立合改小割貫帳」、享保十二年「未村入用立合改小割帳」、『小平市史料集』二九集。本間清利『御鷹場』、埼玉新聞社、一九八一年）。これは領域の角地ごとに立てたものと思われ、杭と杭とを結ぶ線が境界になります。田畑や屋敷地など、頻繁に使われる百姓地に接している箇所では、矢来を張り巡らして垣根を作った可能性もあります（青木義脩『紀州鷹場』、関東図書、二〇一六年）。
こうして、「矢来鉄砲打御用」とは、根来者が紀州藩御殿の鷹場、あるいはその訓練場に出かけ、鷹と獲物が同じで鷹場を餌場としている鷹・鷺・鳥などが上空から

飛来するのを待ち、矢来の位置から遠距離を鉄砲で撃つて駆除する役目を勤めたということになります。

「矢来」は御用を行なう位置をも示しています。矢来は鷹場の外郭に立っているのですから、上空以外に、そこから広い鷹場に向けて鉄砲で撃つ必要が生じたならば都合の悪い場所です。それなのに「矢来」という位置を決めたのは、この御用は鷹場に入り込むまでもないという判断だけでなく、矢来が藩、あるいは藩主の御鷹場と百姓地とを区切っている構造物だからです。効率が悪か

1 【請取申鉄砲并二小道具】

〔釈文〕

〔表紙〕

「天保七年

（砲。以下同じ）

御拝領御巢鶴矢来鉄砲

打出扣帳

申十月 垣内正福院」

① 請取申鉄砲并二小道具事

一鉄砲式挺

ろうが根来者は、（建前上）矢来の位置から気長に獲物が近づくのを待って撃つ方を選んだのです（実際は鷹場の中に入り込んで撃つたに違いないのですが）。「矢来鉄砲」という語は、百姓身分である根来者は鷹場での役目を与えられたとしても、矢来を越えて藩の鷹場に願い出なしには入れなかったことを示しているのです。下級とはいえ藩家臣であればこそ、縦横に鷹場で動き回ることできた鳥見見習助役や鷹匠見習などとの決定的な違いです。なお、「扣帳」ですから、すべてが写しです。

(表紙)

天保七年

御海願寺宗鶴先生後苑

中占和帳

申十月

芥山福院

①

請見中後袍平少者事

一後袍如挺

一後袍如挺

一後袍如挺

但之天三寸
平之平

②

古指去外一極本有者志意重後院并

垣內西偏院中軍錦衣木打御月

如初山對後元水後一品御月也

以有這的錦衣也下品也

一 鑄形式膳

一 鑄鍋式枚

但シ三尺三寸

三匁五歩玉

②右、拙者預り根来者貴志智徳院并二

垣内正福院、御巢鶴矢来打御用

相勤候ニ付請取相渡し申候、御用仕廻

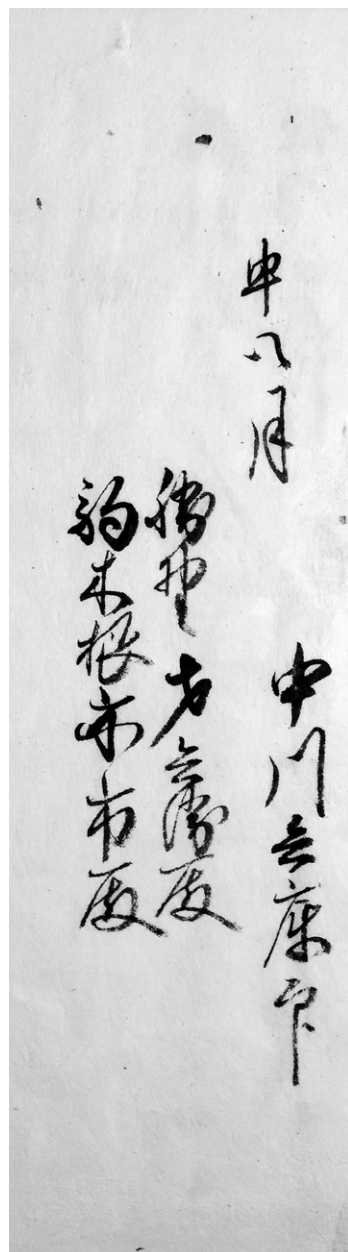
次第返納致させ可申候、以上

申八月

勝野才兵衛殿

駒木根亦市殿

中川兵庫印



〔読み下し文〕

「天保七年

御拝領御巢鶴矢来鉄砲

打ち出で扣帳

申十月 垣内正福院」

① 請け取り申す鉄砲并に小道具の事

一鉄砲式挺

一鑄形式膳

但シ三尺三寸

三匁五歩玉

一鑄鍋式枚

② 右、拙者預り根来者貴志智徳院并に

垣内正福院、御巢鶴矢来打ち御用

相勤め候に付き請け取り相渡し申し候、御用仕廻い（仕舞い）

次第返納致させ申す可く候、以上

申八月

中川兵庫印

勝野才兵衛殿

駒木根亦市殿

〔文意例〕

① 請け取り申します鉄砲ならびに小道具について

(中略)

② 右は拙者(中川兵庫)預りの根来者貴志智徳院ならびに垣内正福院が、「御巢鷹」のために(鷹狩りの害獣を)矢来打ちする御用を勤めますので、(拙者が鉄砲等を)請け取り(この根来者へ)渡し申します。御用が終了し次第(鉄砲等を根来者に)返納致させ申します。以上

〔語意・語法〕

(表紙) 天保七年 一八三六年。御拝領御巢鶴矢来鉄砲前書き参照。「御拝領御巢鶴捉飼就御用矢来鉄砲為打」関係史料は、他に、天保四年(一八三三)七月「御拝領御巢鶴矢来鉄砲打罷出節扣」(三六七六)、天保八年九月「巢鶴捉飼ニ罷出候付請取申鈔・薬之事」(四六八)、弘化二年(一八四五)八月「御拝領御巢鶴矢来打御停止」(三六八六)がある。打出「鉄砲打出」はここだけの表現。他は「鉄砲為打」「鉄砲打御用」。ほぼ同内容の(三六七六)の表紙は、「(矢来鉄砲)打罷出節扣」。そうすると、「打ち出す」という表現は出てこないから「打ち出で」か。「打

罷出」と同じ。(鉄砲を)撃ちに出向く。

① 請取申鉄砲并ニ小道具事 有吉佐和子『助左衛門四代記』は、本史料を、「文化五年一揆」史料として引用している。請取申「申」は補助動詞。動詞の連用形(「請取」に付いて(請取申)、相手(鉄砲奉行勝野氏・同駒木根氏)に対し話者(根来頭中川氏)が改まった気持ちで丁寧に、また、堅苦しく言うのに用いる。小道具事「小道具」は、「鑄形」「鑄鍋」。「事」は、「こと」で文を中止するような形で、文章の題目などとして用いる。何々についてという意を表わす。一鉄砲式挺 ここでは役務用の鉄砲を貸し

与えられたということか。5【受取申鉛薬】では、玉・火薬を自前のもので立て替え、事後にその分の給付を受けている。根来者が鉄砲を不所持で玉・火薬だけ持つているというのも考えにくいことなので、鉄砲同心である根来者は自身の鉄砲を所持していると考えて差し支えあるまい。「一」は、「ひとつ書き」といい、箇条書きそれぞれの冒頭に置く。「二」以下はない。本文はそこから一字下げて記していく。一項目しか書かない場合でも慣習として置くことがある。**鑄形式膳**「鑄形」といってもペンチ同様の形で、先端の、ペンチならばものをつかむ部分（くわえ部）にそれぞれ半球状の空洞を作つてある。かみ合わせれば球状の空洞（この場合ならば三匁五歩玉の大きさ）になる。かみ合わせ部分に小穴が空いていて、そこから、溶かした鉛を入れた「鑄鍋」で球状の空洞に流し込む構造になっている。鉛が冷えた時点でペンチ状の鑄形を開けばよい。ペンチ同様の形だから、二本で一對の「膳」で数えている。鉄砲一挺につき一膳で合計「式膳」。**鑄鍋式枚**「鑄鍋」といっても、底の浅い玉じゃくしの形をしていて、下から火であぶる。溶かした鉛を流

し出すためのとがった口がついている。平たい玉じゃくしだから「枚」。鉄砲一挺につき一枚。**三尺三寸筒**（銃身）の長さ。「三尺三寸」（約一〇〇cm）は紀州鉄砲の長さ（須川薫雄『日本の火縄銃』、光芸出版、一九八九年）。重さは3kg弱。**三匁五歩玉**約一三g。径で約一三mm。

②拙者 中川兵庫。預り配下の家臣ではなく百姓だから「預り」か。相勤「相」は、動詞の上に付く。語調を整えたり、語勢を添えたりする。**仕廻**「しまい」。通常表記は「仕舞」。『日本国語大辞典』「仕舞」の項には、当て字「仕廻」で「しま（ひ）」「しま（ふ）」と読ませる数個の事例が載る。『くずし字用例辞典』の「仕廻^{まわり}」は困難か。**返納致させ可申候**「させ」（る）は使役の助動詞。勝野氏等に対し中川氏が根来者に「させる」。「致」は補助動詞。動作性の名詞、主として漢語名詞に付き（「返納致」）、話し手が聞き手に対してへりくだる自卑・丁重の表現として、「（物事を）する・なす」の意に用いる。ただしここでは、中川氏が下位者（根来者）に対する重々しい、やや尊大な表現として用いている。「可」は話者（中川氏）の意志を表わす助動

詞。中川兵庫印 根来頭（家譜九七一）。「印」は写しでの押印表記。勝野才兵衛・駒木根亦市 鉄砲奉行（家

譜三七〇一、三六九〇、五七三三）。

2 【以直手形可被相渡候】

八月五日付けなので事前渡し。勘定奉行西山與七郎が海士・名草・那賀の各代官に宛て、「直手形」^{しき}発給を指示しています。手形は通常金銭の貸借に使われますが、ここでは米手形。一枚で二人扶持を得られる手形を作成して根来者に渡すように命じています。扶持米はここでは食糧。一人一日五合。扶持米を与えられ、それをかつて御用に出向いたのではなく、扶持米と引き替ええられる手形を与えられます。

4 【木錢覚】で「御扶持方手形添」として、木賃宿の

〔釈文〕

覚

「貳人扶持ツ、 根来者貳人」

右、就御用海士・名草・那賀郡遣シ、

逗留中以直手形可被相渡候、已上

西山與七郎印

宿泊代金である「木錢」の証文に添付しているのが「直手形」でしょう。根来者は手形を庄屋に渡し、扶持米として庄屋の手許米を手にし木賃宿で自炊します（御用日数・手形枚数共未定）。庄屋は代官所に直手形を持参し、木賃宿に支払う木錢とともに根来者に給した扶持米の還付を受けるという手順が分かります。「直」は、間に人を挟まないの意味か。手形は通常有価証券として売買できますが、直手形の場合はこれを受け取った村々庄屋と代官との間だけでしか決済できないということか。

笑

一或人扶持了

板車者或人

右輪冲困海士居系那知受那也
運為中必盡之款一止和後心已之

西山縣七節下

申八月

右御代書

申八月五日

右御代官中

〔読み下し文〕

覚

「二式人扶持にじんぶちずつ（ツ、） 根来者式人」

右、御用に付き（就）海士・名草・那賀郡遣し、

逗留中直手形を以って相渡さる可く（可レ被二相渡一）候、以上（已上）

申八月五日

右御代官中

西山與七郎印

〔文意例〕

覚

「二二人扶持ずつ 根来者二人」

右は、（藩）御用で海士・名草・那賀郡へ（藩が）おやりになるので、

逗留中（に使うため）の直手形を（必要枚数、根来者に）お渡しになるように。已上

〔語意・語法〕

覚 ここでは指示・命令の書。式人扶持ツ、根来者式人「根来者式人」の箇所には根来者貴志氏と垣内氏の名前が入っていたと思われる。「根来者式人」だから、手形一枚で一日に「式人扶持ツ、」の扶持（米）を得られる手形を作れという代官所への指示。手形には「式人扶持」とだけ書けばよいのだが、このまま「式人扶持ツ、根来者誰々」の表記がされた可能性も捨てきれない。手形には、この手形を後日代官所に持参するようにという注記があり、代官所の印が捺されていたと思われる。扶持（米）は、ここでは給与ではなく食糧としての米。一人一日五合だろう。根来者二人だから二人扶持。海士・名草・那賀郡「二御巢鷹捉り飼い」前書きに書いたように、海士郡は分らないが、名草郡には北島御殿、那賀郡には粉河御殿・溝の口御殿があり、これら御殿（別邸）には藩主が滞在し「遊獵」（鷹狩り）を催した。根来者が鉄砲持参で向ったのは、これら御殿に付属する鷹場だったのだろう。遣シ「遣」（つかわす）は上位者（藩）が

命じて、人をおやりになる・行動をおさせになる。この後ろに「候ニ付」が抜けているらしい。以直手形「直手形」は、本項前書き参照。「以」は強調で、（扶持米ではなく）直手形そのものを渡す。5【受取申鉛・葉】で御用は六〇日間となつたのだから、五九泊で五九枚使つたはず。可被相渡候「可」は話者（勘定奉行西山氏）の意志を表わす助動詞。「被」は、尊敬を表わす。他人（各代官）の動作を表わす語（渡）に付いて、相手への敬意を示す。「相」は、動詞の上に付く。語調を整えたり、語勢を添えたりする。西山與七郎 勘定奉行（家譜一〇七九四）。八月五日 事前渡し。右御代官中 右三郡の代官宛。三通作られたことになる。天保四年の「扣」（三六七六）では、垣内氏が伝法御蔵所から「為御扶持（の）方御証文ヲ以請取」つているので、天保七年には代官から受け取る手順に変わったらしい。「中」は、複数人いる役儀の集団のこと。その範囲内であること、また、その範囲全部であることを表わす。

3 【人足可相立】

〔釈文〕

覚

一人足式人

根来者式人

右、就御用海士・名草・那賀郡遣し、

往来可相立者也

西山與七郎印

申八月五日済

従若山、右郡々迄

傳馬繼庄屋中

〔読み下し文〕

覚

一人足二人

根来者二人

右、御用に付き（就）海士・名草・那賀郡遣し、

往来相立つ可き者也

西山與七郎印

申八月五日済み

若山わがやまよ従り、右郡々迄

伝馬てんま繼ぎ庄屋中

月人

一人足此人

根来者此人

右就御月海士居系那知之那也
此来一知立之也

西山監七第下

申月月海

波若山右那之也

波若山右那之也

〔文意例〕

覚

一人足二人

根来者二人

右、(藩)御用で海士・名草・那賀郡に(藩が)おやりになるので、
往路・復路の二回、(街道に荷物運びの人足二人が)立つように。

西山與七郎印

申八月五日済み

和歌山より、右郡々迄

伝馬継ぎ(村々) 庄屋宛て

〔語意・語法〕

人足^弐人 根来者^弐人「傳馬繼」の村々に宛てて、根来者貴志氏・垣内氏の二人に対し人足二人を用意するようにとの指示。「根来者^弐人」の位置には、貴志氏と垣内氏の名前が入っていて、写しの際にこの表記に変えたのだらう。遣シこの後ろに「候ニ付」が脱落していると
思われる。往来 街道ではなく、往来すること。往路と復路の双方とも。者也「者」(もの)は、文末にあつて
断定の語(ここでは断定の助動詞「也」)を伴い、話し手の断定の氣持を強めた表現となる。八月五日済「済」

は、指示済みの意。差し出した証文にこうした表記を書くことはないから、根来者の手に写しが届くまでのいずれかの時点で記されたのだらう。すでに指示済みだから、根来者が先方に到着した際には、村境に人足が間違いない
く待っているはずだという意味。郡々迄「迄」といっても、その郡の和歌山寄りの地点迄ではなく、その郡内すべて。傳馬繼「伝馬」あるいは「伝馬繼」。街道筋の村々に課せられた役務。藩御用の人や荷物を、街道の村は
ずれで隣村から引き継ぎ、村内に限り街道を運んで反対側

の村に渡す役。ここの「傳馬繼」は、伝馬を課された村々

のこと。

4 【木錢覚】

本項は木錢きせん（木賃宿の宿泊代金）の証文（雛形）です。その村での宿泊日数分の木錢を庄屋が書き上げ、証文奥（一番後ろ）に根来者二人の証印を捺して宿泊を証明しています。端「覚」の右の「御扶持方手形添」の「手形」は、いうまでもなく、2【以直手形可被相渡候】の「直手形」

です。代官発給の直手形が添えてあるのですから、この木錢証文は直手形とともに代官所に持参し、木賃宿に支払う木錢と扶持米の還付を受ける手順だということが分かります。ただ、この証文は形式を示しただけで、厳密なものではないようです。

〔釈文〕

①御扶持方手形添 覚

八月七日夕十日朝迄
一合錢貳百匁 但上下貳人、壹人上貳拾匁
下壹人拾貳匁、一日
三拾貳匁ツ、兩人分

②右者御巢鶴矢來鉄鉋打御用御越被成候
節、為木錢如此御座候、以上

八月

村々庄屋

印

① 出校坊方主張
王元人

合張成り

上右或人主或持
下左或人主或持
二左或人主或持

② 右より京錦色米俵宛打却町書致
苦為本紙の山出方以之

村之良人

日月

下

合張成り

数人店常下

右令承知候

両人名前印

〔読み下し文〕

①御扶持方^{おんかた}手形添え
覚

八月七日夕より（夕）十日朝迄
一合せて錢二百匁 但し上下二人、一人上二十匁
下一人十二匁、一日

三十二匁ずつ（ツ） 兩人分

②右は（者）御巢鶴^{おんすづる}矢来鉄砲打ち御用御越し成され（被^れ成^{なさ}）候
節、木錢^{きせん}として（為^{とし}）此の如く御座候、以上

村々庄屋

八月

印

右承知^{せし}令^{せしめ}め（令^し）承知^し候

両人名前印

〔文意例〕

①御扶持方（発行の）手形添え
覚

八月七日夕より十日朝迄

一合計錢二〇〇匁 但し上下二人、一人上二〇匁

下一人一二匁、一日

三三匁ずつ兩人分

②右は鷹狩り関係で矢来鉄砲を打つ御用に御越しなさいました
節、木錢きせんとしてこのように御座います。以上

右承認した。

〔語意・語法〕

①御扶持方「方」は語素で人・係のこと。代官所の御扶持担当を想定した、その発行手形の意か。「の」を入れて「御扶持の方」と読めば「方」は名詞となり、そのこと、そのものを表わし、御扶持のこと、御扶持そのものという意味になる。手形添「手形」は、2【以直手形可被相渡候】の「直手形」。根来者は手形と引き替えに庄屋の手許米を扶持米（一人一日一人扶持〓五合）として得、木賃宿で自炊する。庄屋に渡った手形は、庄屋がこの木錢覚とともに代官に提出し扶持米の還付を受ける。八月七日夕方十日朝迄三泊。手形三枚添となる。三七日におよぶ一連の御用のうち、最初の宿泊分を写した。合錢貳百匁…三拾貳匁ツ、兩人分二〇文+一二匁〓三三

匁×三日〓九六匁。「合錢貳百匁」は架空の数字らしい。

一匁は現代貨幣換算で三〇円ほど。「上」は組頭貴志氏。

「下」は平の根来者垣内氏。

②被成「被」は敬語。木錢 木賃宿きちんやど（薪代〓木賃を支払い、客が自分で煮炊きして泊まる安宿。食事付きの宿は旅籠はたご）の宿泊代金。その村での木錢を庄屋が代理で請求している。村々庄屋印 証文一枚に庄屋の名前は一つだが、この位置に「村々庄屋」の名前が記されるという意味。令承知「令」は、上位者（ここでは根来者）が尊大な気持ちをとめて、「…してやる」。「承知」は、ここでは許可すること。承認すること。兩人名前印 ここに根来者貴志氏・垣内氏の名前を書き、印を捺す。それによつ

て村々庄屋は、代官所で木銭・扶持米を受け取ることが

できる。

5 【受取申鉛・薬】

〔釈文〕

① 受取申鉛・薬之事

一合 鉛九メ六十五匁也
但 鉛三匁五歩玉
薬四メ六百六十式匁也
但 壺割へり共、薬
壺匁八歩込

内 鉛式貫目、薬壺貫目也

一日三拾五放ツ、
日数三十七日、兩人合
七十四日

右先達而仮手形ヲ以請取相渡申候

② 右者御巢鶴捉飼就御用、根来者式人

貴志智徳院・垣内正福院、申八月七日今十月七日

迄之内矢来鉄鉋為打候二付、為入用、脇書

之通仮手形ヲ以請取相渡申候、此節本手形

と引替申候、以上

天保七年申十月

岡部司書印

勝野才兵衛殿

塩谷恒之助殿

石井平左衛門殿

①

史記中記其事

一合

此乃...
...
...

但

...
...
...

川松...
...

古...
...

②

...
...

...
...

...
...

...
...

と月廿七日

天保七年申十月

黒部月連下

物中力吉常友
娘谷恒（和友）
石井平良常友

〔読み下し文〕

① 受け取り申す鉛・薬之事

一合せて 鉛九（貫）六十五匁也
薬四（貫）六百六十二匁也

内鉛二貫目、薬一貫目也

右先達つて（而）仮手形を以つて請け取り相渡し申し候

鉛三匁五歩玉
但一割減り共、薬
一日三十五放ちずつ（ツ）
日数三十七日、兩人合せて
七十四日

②右は(者)御巢鶴^と捉り飼い御用につき(就)、根来者二人

貴志智徳院・垣内正福院、申八月七日より(令)十月七日

迄之内矢来鉄砲打たせ(為)^せ候に付き、入用として(為)^{として}、脇書

之通り仮手形を以て請け取り相渡し申し候、此節^{この}本手形

と引き替え申し候、以上

てんぽう
天保七年申十月

岡部^{ししよん}司書印

勝野才兵衛殿

塩谷恒之助殿

石井平左衛門殿

〔文意例〕

①受け取り申します鉛・薬について

一合計 鉛九貫六十五匁也 鉛、三匁五歩玉で
火薬四貫六百六十二匁也 但一割減り分共、火薬

内鉛二貫目、火薬一貫目也 一日三十五放ちずつ
日数三十七日、兩人合せて
七十四日

右(先渡し)を先達って仮手形で請け取り(根来者二名に)渡し申しました。

②右(立替えの事後精算分も加えた全量)は鷹狩り関係の御用で、根来者二人、

貴志智徳院・垣内正福院に、申八月七日より十月七日

迄の間、(害獣を)矢来鉄砲で打たせましたので、必要なものとして、(先渡し分を)脇書

の通り仮手形で請け取り渡し申しました。今回この本手形と引き替え申します（本手形をもって全量を受け取り根来者に渡し申します）。以上

〔語意・語法〕

①受取申「申」は補助動詞。動詞の連用形（受取）に付いて（受取申）、相手（鉄砲奉行勝野氏等）に対し話者（根来頭岡部氏）が改まった気持ちで丁寧、また、堅苦しく言うのに用いる。鉛・薬「鉛」（鉛）は、玉の原料。「薬」は火薬。鉛九匁六十五匁 日数だけを変え、定数計算。「但」に基づいて計算すれば、鉛三匁五歩／玉×一・一（壹割へり）×三五放（玉）／日×七四日＝鉛九貫（匁）九七一匁五歩になる（天保四年「御拝領御巢鶴矢来鉄砲打罷出節扣」（三六七六）では、鉛を一割増の「八匁八拾五匁」支給している）。ところがここで受け取った「九、〇六五匁」は、「壹割へり」を入れ忘れた、九、九七一匁五歩÷一・一＝九、〇六五匁。そうすると、三五玉×七四日＝二、五九〇玉必要なところ、二、五九〇玉÷一・一＝二、三五四玉しか作れない。不足分は根来者の持ち出しになる。薬四匁六百六十式匁「但」

の通り、薬一匁八歩／玉×三五放（玉）／日×七四日＝薬四貫（匁）六六二匁。壹割へり 溶かした鉛を鑄型に入れて玉を作る作業で一割の目減りを想定し、その分の鉛を余分に支給する。薬壹匁八歩込 玉一放ちに付き火薬一匁八歩込める。一日三拾五放 経験的に導き出した定数だろう。「放」は鉄砲を発射すること（発）。右先達而「右」は、全量の内「鉛式貫目、薬壹貫目」の先渡し分。仮手形 この証文の仮手形は残っていないが、翌八年貴志知徳院分は以下。事前に仮手形で一部先渡し分を受け取っている。岡部司書の印があることからすれば、本手形を提出した時点でこの仮手形は返還されたか。

請取申鉛・薬之事

合 鉛壹貫目 根来者
薬五百目 貴志知徳院

右者此度巢鶴捉飼ニ罷出候付、威鉄砲打七候付、仮手形を以請取相渡申候、

重而本手形ニ引替可申候、以上

天保八年

西九月

岡部司書印

(四六八)

「根来者 貴志知徳院」は、知徳院宛ての分量の意味で、仮手形の差出人ではない。「罷出」の「罷」は、根来頭岡部氏が下位者（知徳院）の出勤に対し重々しい、やや尊大な気持を表現する語。「威鉄鉦」（おどしでつぼう）は、玉を発射するのだから威し（空砲）ではない。「重而」（かさねて）は、現在の出来事が再び生じ得るとみなした限りでの未来を表わす。この次。将来。今後。そのうち。仮の証文について、後日、本証文提出を保証する文言には、この「重而」が使われる。「引替可申」の「可」は、話者（根来頭岡部氏）の意志。**相渡**「相」は、動詞の上に付く。語調を整えたり、語勢を添えたりする。

② **右者** ここは全体の合計数量。鉛九貫余。薬四貫余。**申八月七日** **右十月七日迄** 天保七年八月は小の月だから七日から二十九日までは二三日間、九月は大の月で三〇日、十月は七日で、御用は合計六〇日となった。「日数

三十七日」とあるので、実働が三七日、その差二三日間
は調査・移動か。**入用** 用をたすために必要であること。
脇書「内：薬壹貫目也 右先達而：相渡申候」のこと。

此節 近い過去から、現在および近い将来を含めた漠然
としたある期間。近來。当節。もつともここでは、今回
の意。**本手形と引替申候** 前掲の「仮手形」で記してあ
るのは受け取った鉛・薬だから、この証文にある先渡し
を含めた全量も、受け取った分量だということが分かる。
そうすると、（事前に仮手形で先渡し分を受け取ってい
たが）今回は本手形で、先渡し分も含めて全量を受け取っ
たの意味になる。「本手形」は、この証文。ただし、表
現だけからすれば、仮手形を本手形に引き替えるという
内容になってしまい、残量についてはふれていないこと
になるが、慣例的に、全量受け取りの際にこの表現形式
がとられてきたのだろう。「此節本手形ヲ以右請取相渡
申候」とすれば曖昧さは解消される。**十月** 差出の日付
が十月だから、この全量渡しは御用が終わってからであ
る。雑用銀も事後渡しだから、鉛や火薬も根来者が自分
の所持分で立て替えていたことになる。**岡部司書** 根来

頭。勝野才兵衛・塩谷恒之助・石井平左衛門鉄砲奉行。

6 【受取申勤銀】

〔釈文〕

① 受取申銀子之事

合銀貳拾四匁八分

但 日数百廿四日分
一日貳分ツ、

② 右者

（御脱）

御拝領巢鶴提飼就御用、根来者

貴志智徳院・垣内正福院、當申八月七兮十月七日

迄之内矢来鉄砲為打候ニ付、為勤銀受取

相渡し申候、以上

岡部司書印

天保七年申十月

拂方御金藏

（三六六七）

〔読み下し文〕

① 受け取り申す銀子之事

合せて銀二十四匁八分

但し 日数百廿四日分
ひかず 日数百廿四日分
一日二分ずつ（ツ、）

② 右は（者）

① 史記中錄事

合修錄事

但目數百民分
二日分

② 合

即月所錄事提解乾即月根未者

史記中錄事提解乾即月根未者
史記中錄事提解乾即月根未者
史記中錄事提解乾即月根未者

天保七年甲申十月

馬部司書

拂方卿全

御拝領ごはいりょう（御）巢鶴すづると提り飼おんい御用に付き（就）、根来者

貴志智徳院・垣内正福院、当申さる八月七より（迄）十月七日

迄之内矢来鉄砲やらいそぼう打たせ（為）候せに付き、勤め銀として（為）とし受け取り

相渡し申し候、以上

岡部司書印ししよ

天保七年申十月
はらい かつた こと きんぎょう
私方御金蔵

〔文意例〕

① 受け取り申します銀子について

合計銀二十四匁八分 但し 日数百二十四日分
一日二分ずつ

② 右は

御鷹場御用で、根来者

貴志智徳院・垣内正福院に、当申八月七日より十月七日

迄の内矢来鉄砲を打たせたので、勤銀として（根来頭岡部氏が）受け取り

（根来者二人に）渡し申しました。以上

〔語意・語法〕

① 合銀貳拾四匁八分 ○・二匁（二分）×一二四日＝二四匁八分。

② 當申八月七々十月七日 5 【受取申鉛・葉】〔語意・語法〕に記したように、この間六〇日。本「扣帳」の「受

取申雑用銀」には「十月九日迄」とあり、六二日間、二人で一二四日間になる。「十月七日」は十月九日の誤りか。勤銀 藩御用に対する手当て。相渡し申候 根来頭岡部氏は弘方御金蔵から勤銀を受け取った際の証文で、当然根

三 根来者株売買

根来者の名義（正福院や繁本坊などの院号・坊号）はもちろんその家で俵が相続していきますが、事情によっては売買によって他の家の百姓がその名義を名乗ることがあります。しかし、藩の手前、あからさまに藩役儀の権利（株）を売買するという表現は避けて、実際は売買であるにもかかわらず「相続」と称します。

その相続や売買の際、願ひ書きの宛先はすべて根来者組頭になります。その先は明記されていませんが、組頭に提出しているのですから、大庄屋ではなく、当然その上役の根来頭に届くと考えられます。ただ垣内家は特殊な扱いでした。四節2【介病御暇】に示されるように、同じ百姓身分の株者でも仲間の場合には、組頭ではなく

来者二人には渡していないのだから、話者の意志を示す「可」を入れ、「相渡し可申候」（渡すつもりです。渡します）でなければおかしい。このまま「相渡し申候」では、「渡ししました」になってしまふ。

庄屋・大庄屋に差し出します。四節1【家人人別代官直支配】に記しましたが、一般の根来者はこの時、相続の願ひに限って代官直支配じきになっていますから、それまでは仲間同様大庄屋扱いだったことになります。

垣内家では、正福院の号は俵に相続しながら継続して名乗っています。一方、文政元年寅（一八一八）には、嘉福院の名義を山田氏から買得し、二十五歳の垣内正福院俵も根来者に着いています（3【養子願上口上】4【御目見得入替り願上口上】）。翌文政二年卯年のようですが、「外十月」に正福院を十五歳の俵繁松に実子相続させています（5【御役相続願】）。これは号売買ではなく、文字通りの実子相続です。この新正福院（繁

松)は嘉福院の十一歳下の弟なのでしょう。同年と思われるが十月には、垣内嘉福院が親(前正福院でしよう)の病死を届け出ています(6【忘中引断り】)。嘉福院が当主ということです(かりに卯年が一二年前の文化四年卯(一八〇七)だとすると、卯年に十五歳の新正福院(悴繁松)は文政元年(一八一八)に二十六歳となり、二十五歳の正福院悴、嘉福院との辻褄が合わなくなり(す)。

こうして、文政二年卯(一八一九)には「嘉福院・正福院」(文政元年「手形入覚帳」、一九一)、翌三年辰に

1【内約束用書】

本項は売買の条件を打診する書状で、次項2はその代金受け取り覚ですが、本項には「令金」(礼金)と「添物のしめ計^{ばかり}」は記してあるものの、売買の対象が明記されていません。「添物」の「のしめ」(鬻^{のしめ}斗目)は根来者揃いの装束です。この装束を売買にもなつて相手に渡すのですから、この取引は金銭による根来者の移動、つまり、根来者の権利(株)の売買だということになります。

は嘉福院を繁本坊に替え、「正福院・繁本坊」(文政二年「手形入扣帳」、一九二)の二人が垣内家で根来者に就いています(垣内家(高橋家)には、村の百姓から受け取った貸し銀利息を書き留めたこの手の帳面が数多く残っています。前者には根来者としての「卯御切米之控」として「一米式石九斗也 嘉福院」「一同米式石九斗也 正福院」、後者には、「辰御切米覚 正福院・繁本坊」「一米五石八斗六升」とあります)。繁本坊の坊号売却は、天保十五年(一八四四)頃に試みようとしています(7【相對養子内契約】8【暫相統】9【跡目之義ハ追而】)。

しかし、藩の手前、公然と藩の役儀を売買することはばかられるので、売買対象を記していないのでしょう。

2【養料請取覚】に請取人本人として(根来者)松村掃部^{かもん}とありますので、本項および次項は、根来者(松村「掃部」の名義、つまり、「掃部」の根来者株(権利)を垣内氏が買い取る取り引きです。その交渉を榎原村の代人中村榎本坊が取り持っているのです。

「令金」として実に一〇〇両の高、現代の貨幣に金一両約一五万円で換算すると約一五〇〇万円を提示していますので、何とも高い価格がついていたものです。格の高い百姓家の名譽のためには、一〇〇両払ってでも手に入れたい役儀だったのでしょう。ところが、この「掃部」号は垣内家で名乗っていた痕跡がありません。契約はここまで整ったものの、何らかの事情で名義の取得は実現

〔釈文〕

〔略封書〕

略封御免 榎原 令

木本勘次郎様 中村榎本坊

用書 〕

〔尚々書〕

〔尚々此段御承知成者内

約速之日限相極可申候、以上〕

①昨日者致参上預御馳

走忝奉存候、以来彌

御安清可被成御入与奉賀候、

②一件筋先方へ懸合

しなかったようです。

先に述べたように、垣内家の根来者の名義の流れをみるならば、倅にも根来者を名乗らせようと計画していた文政元年寅（一八一八）に近い子年、つまり、それより二年前の文化十三年（一八一六）子が、「掃部」号に一〇〇両を支払った年である可能性が高いようです。

之処令金百両、添物
のしめ計二而御座候、

③其報御承知ならハ
急々二内約速致度

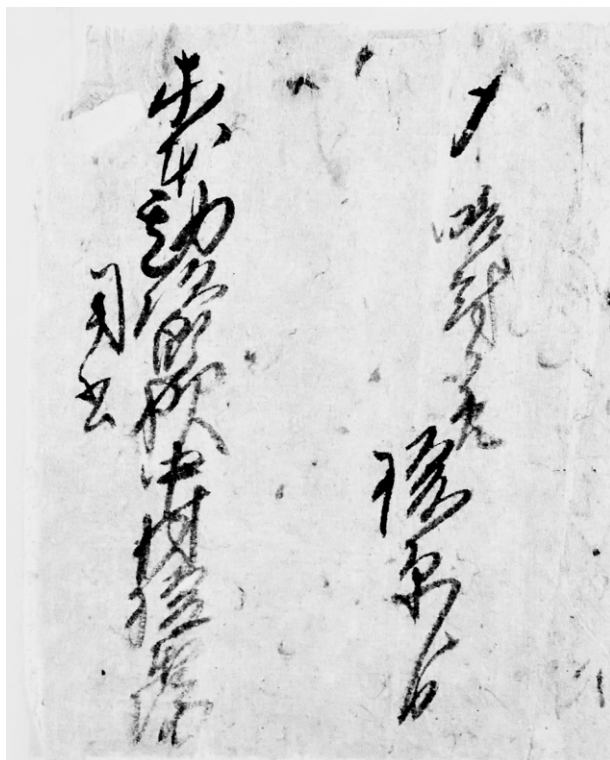
候由二御座候、仍之為念

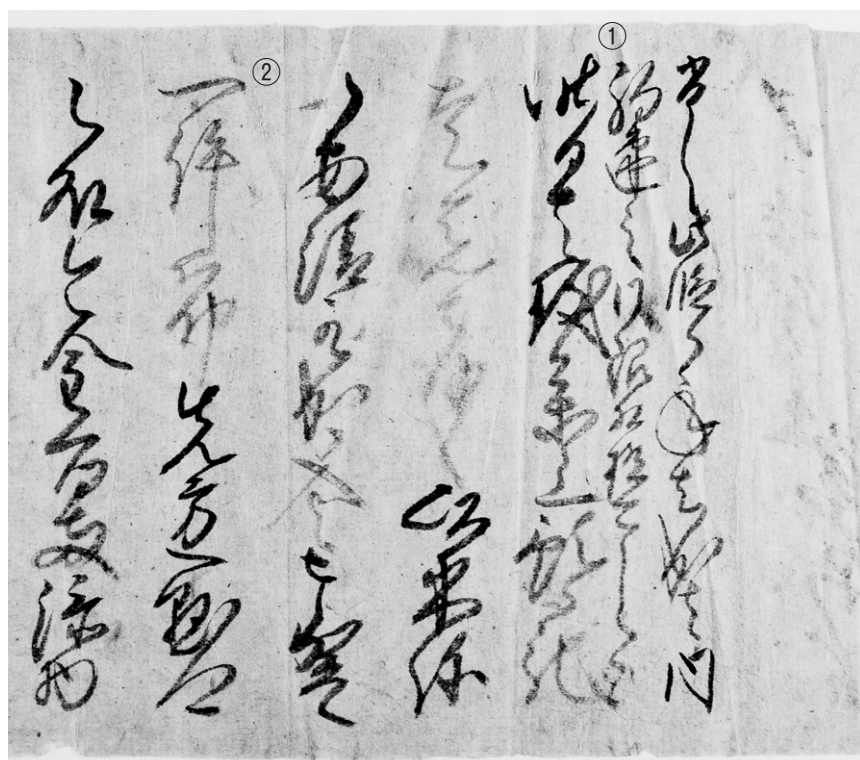
如是二御座候、早々、以上

極月七日

(二六七七)

(略封書)





〔読み下し文〕

略封御免 榎原より (五)

木本勘次郎様 中村榎本坊

用書

〔尚此段御承知成らば (者) 内

約束 (速) 之日限相決め (極) 申す可く候、以上〕

①昨日は (者) 参上致し御馳

走に預り忝なく存じ奉り候、以来彌

御安清 (静) 御入り成さる可く (可_レ被_レ成_二御入_一) と (与) 賀し奉り候、

②一件筋先方へ懸け合ひ

之処令金 (礼金) 百両、添え物

のしめ (熨斗目) 計りにて (而) 御座候、

③其報御承知ならば (ハ)

急々に内約束致し度く

候由に御座候、仍って (之に仍り) 念の為

是の如くに御座候、草々、以上

極月七日

〔文意例〕

略封御免 りでくふうごめん 榎原より

木本勘次郎様 中村榎本坊

ようじよ
用書

「尚々なちなおこの段御承知ならば、内

約束の期限を決め申しましょう。以上」

①昨日は（貴宅へ）参上致し御馳

走に預り忝かたじけなく存じ申します。以来いよいよ

御安清に御入り成さっただろうと賀し申し上げます。

②一件筋ですが、先方（松村掃部）へ懸け合

ったところ（先方が受け取りたい）礼金は百両、（先方から渡すつもりの）添物は

熨斗目だけ（という意向）で御座いました。

③その報せ（条件）で御承知ならば

急いで内約束致し度い

とのことで御座いました。よって念のため

そういうことで御座います。草々 以上

極月七日

〔語意・語法〕

〔略封〕**略封御免**「**略**」は、糊付けし封をした位置ではないが、一連の書き込みの右上に形式的に記している。「略封」は、書面を左端の奥から、文字を内側にして丸め、端裏（文字側右端の裏側）を逆に表とする。文字側の隅を糊封し、宛名・差出人、覚え書き等を端裏に記す。「御免」は、書面を折りたたみ、和紙の封紙で包む本来の形式を省略していることに対して、断りをしている。「御免下さい」の略。**榎原方** 差出人、根来者中村榎本坊が海士郡木本村南に接する榎原村在か。**木本勘次郎様** 根来者垣内正福院の木本村での代人・請人（保証人）か。**中村榎本坊** 根来者だろうが詳しくは分からない。**用書** 用件を書き記したもの。また、重要な書状。

（尚々書）**尚々**「なお」を強めた言い方。さらに。加えて。書状の追って書き（尚々書）に用いる。「尚々書」は宛名の後ろや、行間、本文の前に書くこともある。此**段** 本文②③。「段」は「こと」。「…のこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。**内約速** 前書きに記した通り、根来者の名義売買にともなう礼金（養料）

支払い、熨斗目引き渡しが終わった状態。藩の承認を得ていないため、これを内約束と称する。**日限**「ひぎり」「にちげん」。約束・契約などの日数を限ること。また、その限られた日数や、その最後の日。期限。**相極可申候**「相」は、接頭語。動詞（極）の上に付く。語調を整えたり、語勢を添えたりする。「可」は話者（中村榎本坊）の意志を表わす助動詞。文脈により意志の強弱の度合いが異なる。「申」は補助動詞。動詞の連用形（極）に付いて（極申）、相手（木本勘次郎）に対し話者が改まった気持ちで丁寧な、また、堅苦しく言うのに用いる。

①**致参上**「致」は補助動詞。動作性の名詞、主として漢語名詞に付き（「致参上」）、話し手が聞き手に対してへりくだる自卑・丁重の表現として、「（物事を）する・なす」の意に用いる。**預御馳走**「預」は、願わしいことにかかわったり、その恩恵を受けたりする。ありつく。**奉存**「奉」は補助動詞として用いる。動詞（存）に付いて、その動作の対象（木本勘次郎）を敬う謙讓表現を作る。…申し上げる。**安清**「安静」。安らかで静かなこと。

静かに落ち着くこと。また、そのさま。可被成御入「入」は、ある特定の状態、段階、境地などに達する。「被」は敬語。「可」は話者の意志。ここでは弱い意志。推測。奉賀「賀」は、めでたいことに対して、喜びの気持ちを表わす。祝す。

②一件筋 掃部名義売却の件。「一件」は、ものごとを遠回しに言うときに用いる語。例のこと。あのもの。あの人。「筋」は、それに関する方面。その方面の場所、事柄、人。具体的にそれと名をあげて指示することをさけ、ば

2 【養料請取覚】

この「覚」は差出人が二人ですが、中村榎本坊は代人・請人です。本文に「下拙」(私)とありますので、松村掃部が本人です。この売買は根来者「掃部」名義をめぐる取引です。

ここでは「令金」ではなく通常表現されるように「養料」とし、藩の役儀の売買をはばかって、養子取引のように見せかけています。そうすると、それはそれでおかしな取引になります。養子契約ならば通常養父が養子に対して養料、支度料を支払います。それは家の存続の

かして表現する用い方。先方松村掃部。

③致度候由「由」は伝え聞いた事柄であることを示すことば。…とのこと。仍之為念如是二御座候「仍之(為念)如是二御座候」は定型句。「仍之」は「之に仍り」だが、「仍つて」と読むことが多い。早々「草々」。手紙の末尾にそえて、走りかきしたことをわびる気持ちを表わす語。極月「きわめづき」「ごくげつ」。

ために養子が欲しいからで、養料を受け取る養子側の立場が強くなるからです。養料という言葉も、普通は養育料の意味で使われます。

ここで養父が養料を受け取るのは養父の側が強い立場にあるからで、養子の側が養子に行かせて欲しいという、ありえない意思表示になってしまいます。しかも、「下拙いケ鉢之難洪致候とも其許江何等掛御世話申間敷候」(下拙^{げせつ}(松村掃部)はどれほど貧しく致そうとも、あなた様へ何等御世話を掛け(金銭援助を受け)申しません)

といひます。養子は養父の世話をしなければならないはずで、この文言も、本来養父・養子関係ならば使うこと

のない表現です。

〔釈文〕

覚

一金百兩也

右者為養料請取申所

実正也、然上者下拙

いケ躰之難決致候とも

其許江何等掛御世話

申間敷候、為後日依而

一札如件

松村掃部^印

中村榎本坊^印

子極月廿一日

垣内正福院殿

(三六七八)

〔読み下し文〕

覚

一金百両也

右は(者)養料として(為)請け取り申す所

実正也、然る上は下拙

如何体(いけたい)之難決致し候とも

其許へ(え・江)何等御世話掛け

申すまじく(間敷)候、後日のため(為)依って(而)

一札件の如し

松村掃部^{かちん}印

中村榎本坊^{えんぽう}印

子極月廿一日

垣内正福院殿

〔文意例〕

覚

一金百両也

右は養い料(名義売却代金)として請け取り申す所
間違ひ御座いません。今後、下拙(松村掃部)は

五

八金定

右者為古神結

定是方之平

定是方之平

定是方之平

丁巳仲夏
為後信之
記

松林書

中華書局

子
松

松林書

どれほど貧しく致そうとも

あなた様へ何等御世話を掛け（金銭援助を受け）

申しません。後日のため、そういうことで

証文は以上でございます。

〔語意・語法〕

一金百両 すでに述べたように「金百両」は一五〇〇万円ほどの高額。確認印を「実正也」の箇所とともに捺してある。「一」は、「ひとつ書き」といい、箇条書きそれぞれ冒頭に置く。「二」以下はない。本文はそこから一字下げて記していく。一項目しか書かない場合でも慣習として置くことがある。養料 前項【内約束用書】に「令（礼）金」とあるように、名義売買代金。名目上は養父養料。実正 偽りのないこと。まちがいのないこと。たしかなこと。また、そのさま。真実。下拙 自称。男子が自己をへりくだるのに用いた。拙者。いヶ躰 どんな様子。どんな体。いかよう。どのよう。難渋 暮ら

し向きが悪くて苦しむこと。また、貧困であること。其許 相手に対する格式ばった言い方。掛御世話 金銭の援助を受ける。為後日依而一札如件 定型句。「一札」は、一通の文書・書状・手紙。一筆。一書。特に、証拠・支証となるべき文書・手紙。一通の証文。手形。「件」は、前に述べた事柄を、読者や聞き手がすでに承知しているものとして、さし示す語。「の」を伴った形で、前に述べた、さっきの、例の、の意に用いる。松村掃部・中村榎本坊 根来者と考えられるが詳細は分からない。子極月「子」は、4【御目見得入替り願上口上】文政元年（二八一八）寅の二年前、文化十三年と考えられる。

3 【養子願上口上】

文化十三年子（一八一六）でしょう、垣内家での（松村）掃部名義の買得はおそらく実現しなかったようですが、文政元年寅（一八一八）十二月、（山田）嘉福院名義の獲得を目指します。山田嘉福院が、垣本正福院の悻と養子内契約（嘉福院名義の売却）をした直接の古文書は残っていませんが、その次の手続きとして、山田氏は藩に養子相続（実際は根来者株（権利）の売買）の許可

を願います。

宛先は根来者同様、百姓身分である根来者組頭ですが、「御慈悲之以御了簡御聞濟被為成下候様乍恐御願上候」と藩に対して願い出る表現となっています。組頭に渡しているのですから、その先は当然根来頭に届くものと考えられます。

〔釈文〕

乍恐奉願上口上

山田嘉福院

富松光成院

一私儀眼病氣ニ付御奉公難相勤候

ニ付、海士郡貴志組垣内正福院悻

助右衛門と申者當年廿五年相成候、私

養子ニ内約束仕候間、御慈悲之以

御了簡御聞濟被為成下候様乍恐

御願上候

乃怨年報上望

山田福院

留松虎成院

一
新減眼病氣身出書云雖如動

有海士部老志恤填而四福院粹

助為之而忘當年老水年水成也私

書
内物米江
山原
意
好
以

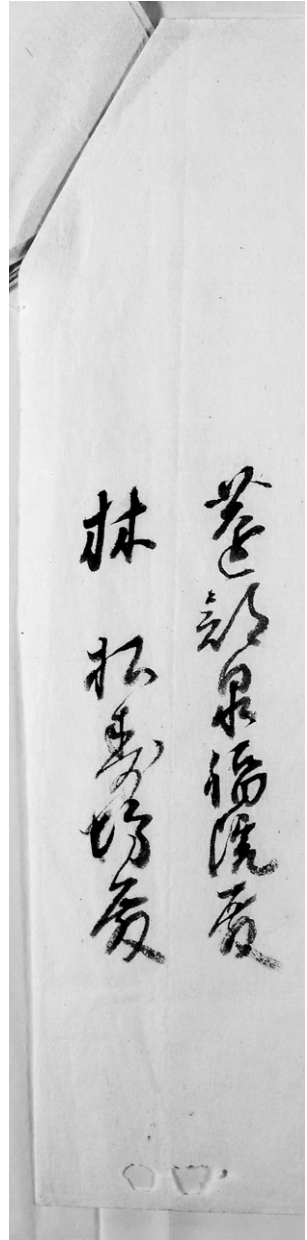
市
第
山
海
江
方
版
下
山
板
水
慈

山
板
水
慈

左
通
宜
發
振
江
江
上

丁
亥
年
冬

宮
十二
月



右之通宜敷様被為仰上可被下候、以上

寅十二月

蘭部泉福院殿

林 松寿坊殿

(三六七二)

〔読み下し文〕

恐れ乍ら願ひ上げ奉る口上

山田嘉福院
富松光成院

一 私儀、眼病氣に付き御奉公相勤め難く候
に付き、海士郡貴志組垣内正福院悴

助右衛門と申す者当年 廿五年に相成り候、私

養子に内約束仕り候間、御慈悲の

御了簡ごりょうけんを以つて御聞き済み成し下せられ（被_レ為_二成_下）候様恐れ乍らなが

御願ひ上げ候

右の通り宜よろしき（敷）様仰せ上げさせられ（被_レ為_二仰_上）下さる可く（可_レ被_レ下）候、以上

寅十二月

蘭部泉福院殿

林 松寿坊殿

〔文意例〕

恐れながら願ひ上げ申す口上書き

一私儀、眼病で、（根来者としての藩への）御奉公を勤め難い

ので、海士郡貴志組垣内正福院忉

助右衛門と申す者、当年二十五歳になりますが、（この者を）私の

養子にする内約束をいたしました。そこで、御慈悲あふれる

御判断で御聞きとどけなさって下さいます様、恐れながら

願ひ上げます。

（蘭部・林両氏が）右の通りよろしい様に（藩に）仰せ上げなさって下さい。以上

〔語意・語法〕

乍恐願ひ出の際の定型句。恐れ多いことですが。奉願上「奉」は補助動詞として用いる。動詞〔願上〕に付いて、その動作の対象（根来者組頭蘭部・林両氏）を敬う謙讓表現を作る。：申し上げる。口上 口頭で述べたことを記録したというのが当初の意味ではあるが、のち、書面を重視するようになってからでも、形式的にそのままの表現を使った。山田嘉福院・富松光成院 嘉福院が本人。光成院は請人（保証人）か。処罰・褒賞・調書等を記した文書の場合、その限定される対象者名（宛先）は冒頭に記すことが多いが、本項は通常の願ひ書きなのだから、差出人はそもそも文末に置くのが普通。私儀「儀」は、接尾辞。自分、または自分の側を示す名詞に付いて「こと」「：に關して」の意を表わす。謙讓の意を添える。眼病氣 眼病。相勤「相」は接頭語。動詞の上に付いて語調を整えたり、語勢を添えたりする。海士郡貴志組大川浦・深山村・加太浦・日野村・磯脇村・本脇村・西之庄村・木本村・榎原村・小屋村の一〇か村。助右衛門 垣内家では代々助左衛門を名乗るので、これも助左衛門

か。相成候「三付」脱落か。内約束仕候「仕」は、補助動詞。動作性の名詞、主として漢語名詞（ここでは「内約束」）に付き、話し手（山田嘉福院）が聞き手（蘭部氏ら）に対してへりくだる自卑・丁重の表現として「（物事を）する・なす」の意に用いる。御慈悲之以御了簡御聞濟被為成下候様「御慈悲（悲）」は、いつくしみあわれむ心。また、なさけ深い様子。また、そのさま。藩は領民に慈悲の心を持つて接するべきだという領民の側の主張。「御了簡」は、（藩が）考えをめぐらして判断すること。「聞濟」は、（藩が）聞きとどける。承諾すること。「被為」は「被」「為」ともに藩に対する敬語。二重敬語。「被成下」は補助動詞。動詞の連用形、または、それに「お」を冠した形、あるいは、動作性の漢語名詞に「ご」を冠したもの（ここでは「御聞濟」）につく。「：（て）くれる」の尊敬語。「なさってください」。御願上候「奉願上候」の誤り。同じ山田嘉福院差し出しの4【御目見得入替り願上口上】でも二個所に「奉御願上候」と書いているから、「御願上候」も「奉御願上候」としようとしたものか。

もつとも、「奉御願上候」も自身の行為「願上」に「御」をつける必要はないので、「奉願上候」とすべき。右之通：「右之通」以下は、嘉福院・光成院から根来者組頭・蘭部氏・林氏に対する、願い書きの藩への差し出し要求。

4 【御目見得入替り願上口上】

本項の文面は前項とそれほど異なりません。しかし、重要なのは、前嘉福院には正月の（藩主）御目見得の資格があったことです。根来者全体が御目見得格を持っていたはずはないので、一部の根来者がその由緒からして特別扱いだったと思われます。ですから、正福院忤への嘉福院名義の移動はすでに認められているものの、前嘉福院の御目見得格まで引き継げるのかどうか、別途「御目見江入替り」を願い出る必要があったということです。

御目見得は、いくつもの広間に格式順に二千人を越える家臣が満ちあふれます（「文久紀士鑑」、『和歌山県史』近世史料一五五七頁）。紀州藩預かりの高野山寺領地土北氏ですら、その位置は部屋ではなく「唐戸前御縁側」（唐戸は、部屋への入り口の開き戸）だったのですから

被為仰上可被下候「被」も「為」も蘭部・林両氏への敬語。「仰上」は、（両氏が藩に對して）おっしゃる。「可」は話者山田氏の意志。「被下」は補助動詞。「…（て）くれる」の尊敬語。寅十二月「寅」は文政元年寅（一八一八）。

（北一夫氏旧藏北家文書ウ三一四）、根来者はさらに後方に控えることになります。御目見得がいつ始まったのやら終わったのやら、全く分からないままに帰ったに違いありません。

藩の家臣からすれば根来者は鉄砲をかついで出張っていく同心にすぎません。それでも、彼らは一般の鉄砲同心とは異なる由緒ある役儀ですし、根来者の中でもこのような御目見得の資格が付随した号ならば、特に買得の欲求は強かったことでしょう。

なお、前（山田）嘉福院があいかわらず嘉福院を名乗っています。すでに「養子」（名義売買）が許可されたのですから、新嘉福院が御目見得入替りを願い出るのが筋だと思ふのですが。

名心在在都

而能得此

一社眼病札到

眼病初起

近

眼病初起

望子如月見其光
詩

此心乃思身在此心

有服實為 德之正也

文政

十二月

筆於此

林

〔釈文〕

乍恐奉御願上口上

山田嘉福院

一私儀眼病氣ニ付御奉公

難相勤候ニ付、垣内正福院悴

養子ニ奉願上候処早東御聞濟

被為成下有難仕合奉存候、

此上早々御目見江入替り被為仰付

候様乍恐奉御願上候

右之段宜敷被為仰上可被下候、以上

文政元年

寅十二月

蘭部泉福院殿

林 松寿坊殿

(三六七三)

〔読み下し文〕

恐れ乍ら御願い上げ奉る口上

山田嘉福院

一 私儀、眼病氣に付き御奉公

相勤め難く候に付き、垣内正福院忝

養子に願ひ上げ奉り候処早速御聞き済み

成し下せられ有り難き仕合せ（幸せ）に存じ奉り候、

此上早々御目見得（御目見江）入れ替り仰せ付けさせられ（被_レ為_二仰付_一）

候様恐れ乍ら御願ひ上げ奉り候

右之段宜しく仰せ上げさせられ下さる可く候、以上

文政元年

寅十二月

菌部泉福院殿

林 松寿坊殿

〔文意例〕

恐れながら願ひ上げ申す口上書き

山田嘉福院

一 私儀、眼病で、（根来者としての藩への）御奉公を

勤め難いので、垣内正福院忝を

養子に（する御許可を藩に）願ひ上げ申しました処、早速御聞きとどけ
なさつて下さいまして有り難き幸せに存じ申します。

此上^{この}早々御目^{おめ}見^み得^え入れ替り（参列者を前嘉福院から新嘉福院への）を仰せ付けなさい
ます様恐れながら願ひ上げ申します。

（蘭部・林両氏は）右の段をよろしく（藩に）仰せ上げなさって下さい。以上

〔語意・語法〕

奉御願上 前項【養子願上口上】〔語意・語法〕参照。養子二奉願上候「奉願上」は、藩に対して。垣内氏に対してではない。仕合^{しあわ}「仕合せ」（幸せ）。此上養子の願ひに次いで御目見得入れ替わりの願ひだから。御目見江入替り差し出しが十二月だから正月御目見得をいって

る。被為仰付（藩が）命じるの敬語。「被・為・仰」も敬語で、三重の敬語。次に「（被為仰付）被下」が抜けているか。右之段：「右之段」以下は、嘉福院から根来者組頭蘭部氏・林氏に対する、願ひ書きの藩への差し出し要求。

5 【御役相統願】

本項は、これまでのような養子の形をした根来者名義の売買ではなく、本来の実子相統です。重要なのは、宛先こそ百姓身分の根来者組頭になっていますが、「御役相續被為仰付被下候ハ、難有仕合ニ奉存候」、つまり、「被為仰付」ですから、藩、具体的には根来頭あるいは勘定奉行が「仰付」なさるという点です。実子相統ですから取り立てて問題があるはずもないのですが、根来者の相

続であるならば名義売買も含めて、藩の許可を得る必要があったということです。

なお、本項・次項の宛先は（根来者組頭）蘭部泉福院・林松寿坊両氏です。文政元年の差し出しである3【養子願上口上】・4【御目見得入替り願上口上】も宛先は同じ両氏です。組頭二人が同じ人物の組み合わせである時期はそれほど長いはずはないので、本項「卯」年は文政

元年寅に近い年、つまり文政二年卯と考えてまず間違いないでしょう。

差出人は垣内正福院で、当主です。年齢は分かりません。忤繁松が十五歳ですから無理な相続に思えます。こ

の願い書きを文政二年とすれば、3【養子願上口上】の「垣内正福院忤助右衛門と申者當年廿五年」は二十六歳になっていますから、助右衛門と繁松は十一歳違いの兄弟なのでしょう。

〔釈文〕

① 奉願上口上 ひかへ

一私義段々及老年、其上近比病氣ニ

罷在御役難相勤御座候間、②忤繁松と

申者當年十五歳ニ相成申候間、同人江

御役相續被為仰付被下候ハ、難有仕合ニ

奉存候、依之以書附奉願上候、已上

垣内正福院

卯十月十二日達ス

蘭部泉福院殿

林 松寿坊殿

(三六八五)

青陽山書院新修

恒月正福院

卯十月二十日

筆於家福院

林巧步作

〔読み下し文〕

① 願い上げ奉る口上 控え

一 私義段々老年に及び、其上近頃（比）病気に

罷り在り御役相勤め難く御座候間、②忤繁松と

申す者当年十五歳に相成り申し候間、同人へ（江）

御役相続仰せ付かせられ（被^{られ}為^せ二 仰^お付^お）下され（被^れ下^{くだ}）候はば（ハ、）有り難き仕合わせに

存じ奉り候、依つて書附を以つて願い上げ奉り候、已上^{いじよう}

垣内正福院

卯十月十二日達す

蘭部泉福院殿

林 松寿坊殿

〔文意例〕

① 願い上げ申す口上 控え

一 私についてですが段々老年に達し、その上近頃病氣

でして（根来者の）御役を勤めることが困難で御座います。そこで、②忤繁松と

申す者、当年十五歳になり申すのですが、同人へ

御役の相続を仰せ付け下さるならば有り難きしあわせに

存じ申します。そういうことで、書附を以つて願い上げ申します。已上

〔語意・語法〕

① 及老年「及」は、ある時期や数量などに達する。罷在「罷」は接頭語的に用い、その複合した動詞（「在」に、（藩に対し）へりくだり丁寧にいう気持や、時に、許しを得てその行動をするの意を添えるもの。

② 相續被為仰付被下候ハ、難有仕合ニ奉存候「…可被仰付候」のこと。主格（話者垣内正福院）の意志「可」は強意となるためこれを弱め、また、謙讓を含んだ表現にすれば、「被仰付候様奉願上候」（仰せ付けて下さいます様に願ひ上げます）となるが、さらに婉曲的な話法（遠回しな言い方）として、話者からの要求ではなく、聞き

6 【忌中引断り】

文政元年、山田嘉福院から嘉福院名義を取得した垣内正福院は、この十月（文政二年卯。前項・本項共文政二年である点については、本項「語意・語法」十月十五日参照）山田嘉福院ではなく垣内嘉福院を名乗っています。養子ならば山田家に入り山田嘉福院となるはずですが、これは、養子契約などではなく名義売買であることをよ

手から話者が恩恵を受ける形に転換した表現。「仰せ付け下されば有り難き仕合わせに存じ申します」。「被」も「為」も敬語。「仰付」も敬語で三重の藩に対する敬語。「被下」は補助動詞。「候ハ、」は「（候^{さぶら}う）候^{さぶら}ふ」の未然形「候^{さぶら}は」に、接続助詞「ば（、）」を加えた表現。「ば」は、活用語の未然形に付いて、順接の仮定条件を表わす。…ならば。依之「之に依り」だが、この表記で「依つて」と読むことが多い。達入提出の意。控えだから書き込んである。提出した願い書きには、「卯十月十二日」としか書いていないはず。

く示しています。

垣内嘉福院は差出人ですから当主です。本文冒頭の病死したという「私親」は前垣内正福院です。前項5【御役相統願】では差出人前垣内正福院が当主でしたから、前正福院が病死し、当主は倅で、前項「繁松」の兄の嘉福院に替わったことが分かります。もともと、当主とい

うのは（同じ家なのですが）百姓の家としての当主で、根来者の当主というわけではありません。それでも相続を扱うのは百姓家の当主に限られます。なお、根来者の家といえども、当主の相続は百姓家の相続ですから、別途庄屋を通じ大庄屋に届けているはずです。

ただ、前項は十月十二日、本項が十五日の差し出しで、相続願いを差し出してから三日後に病死したというのは、手続きが順調すぎる感があります。十二日時点で

〔釈文〕

① 奉願上口上

一私親病氣ニ御座候處養生

不相叶病死仕候、②忌中引

仕度奉存候、右之趣宜ク御申上

可被下候、仍之御断申上候、以上

十月十五日

垣内嘉福院

組頭衆中

③ 蘭部泉福院殿方へも手紙二而

すでに前正福院は病死していたものの、それを伏せた上で相続願いを提出し、その後に死没を届けたような気配がします。相続人を決めるのは当主の権限ですから、当主死去後では相続人を決められず家は断絶してしまいます。そこで右のような裏技を使うことになるのです。これは藩も大方分かつてはいるのですが（武家の事例について、『末期養子』、『古文書徹底解釈 紀州の歴史 第二集 朝暮母を慕う』、二七～三三頁、参照）。

申し遣し候様

新大工町二而

林 松寿坊方へ

(三六七四)

〔読み下し文〕

① 願い上げ奉る口上

一私親病氣に御座候処養生

相叶わず(不)病死仕り候、②忌中引

仕り度く存じ奉り候、右之趣宜しく御申し上げ

下さる可く(可レ被レ下)候、仍って(之に仍り)御断り申し上げ候、以上

垣内嘉福院

十月十五日

組頭衆中

③蘭部泉福院殿方へも手紙にて(而)

申し遣し候様

新大工町にて

林 松寿坊方へ

①

華札書

一 松親 福壽 之 法 友 生

之 叶 宿 尼 坊 寺 中 列

②

此 叙 有 心 之 故 宜 乎 之

之 行 也 是 故 乃 之 也

丁 亥 年

皆 之 親 疏

組既中

③

里家納院方多子身御方
尸身

新左可方

柿松島方

〔文意例〕

① 願い上げ申します口上書き

一私親（前正福院）は病気で御座いましたが養生

叶わず病死いたしました。②忌中引きを

致したいと存じ申します。このことを宜しく（根来者組頭が藩に）御申上げ

下さいませ。そういうことで御断り申し上げます。以上

③ 蘭部泉福院殿方へも手紙で

申してやる様

〔語意・語法〕

① 私親 差出人嘉福院は、（文政元年）寅十二月、3【養

子願上口上】で嘉福院の名義を得た正福院忼助右（左）

衛門。親は前正福院。病死仕「仕」は補助動詞。動作性

の名詞、主として漢語名詞に付き（「病死」、話し手（垣

内嘉福院）が聞き手（藩）に対してへりくだる自卑・丁

重の表現として「（物事を）する・なす」の意に用いる。

② 忌中引仕度 「忌中引」は死後、四九日間の法要・服喪

期間。「仕」は「忌中引」に付く補助動詞。右之趣「趣」

は、同じ「こと」でも、ある方向に向かっていく意味。

事柄の内容の大体の方向。また、事柄の大事な内容。意味。

趣意。趣旨。御申上可被下候「被仰付被下候様」のよう

な、藩からの許可を得ようとはしていない。届けをして

ほしいというだけだから、忌中引は無条件で認められた

のだろう。文末にも「御断申上候」とある。「可」は話

者、ここでは嘉福院の意志。「つもりである」。「被」は

根来者組頭への敬語表現。「被下」は補助動詞。動詞の

連用形、または、それに「お」を冠した形（「御申上」）、

あるいは、動作性の漢語名詞に「ご」を冠したものにっ

く。「くださる」。仍之^{いづ}仍^{いづ}つて。「之^{これ}に仍^{いづ}り」とも読む。

十月十五日 文政二年の切米は嘉福院名で受け取っているが（「手形入覚帳」、一九一）、文政三年辰には繁本坊に名跡変更している（「手形入控帳」、一九二。切米は四月・十一月渡しだから（『南紀徳川史』九冊、四八二頁）、文政三年十月に嘉福院を名乗っている可能性は低い）ので、「十月十五日」は文政二年。組頭衆中「組頭」は③の蘭部泉福院・林松寿坊の二人の根来者組頭で百姓。「衆」は、ある集団をかたちづくる人々。集団の構成員。「中」は、複数人いる役儀の集団のこと。

③蘭部泉福院：本項は全体が写しだろうが、組頭林松寿坊は口上書きの奥に③の垣内嘉福院への指示を記して嘉福院に戻したのだろう。「申し遣し候様」という記述からもそういえる（後述）。「新大工町二而」（和歌山市新大工町）だから、所用ででも松寿坊が城下町に出てき

7 【相對養子内契約】

本項は（垣内）繁本坊の名義を文次が買おうというのですが、ここでは、「相對養子内契約^{あいたい}」を結び、藩の許

ていたところに嘉福院方の小者が口上書きを届けにきた、通常在地で受け取る（松寿坊の在地は分からないが、蘭部泉福院は名草郡蘭部村（和歌山市園部。『和歌山県史』近世史料三、一〇六―一〇九頁、等）場合と手順が違うので、念のために指示を書き込んでおいたということか。当初は「新大工町二而林松寿坊」とあつただけに思える。嘉福院方で写す際に、「林松寿坊殿方へ届け参り候」のような意味で「方へ」を付け加えたか。申し遣し候様「遣」は「申」に付いて補助動詞的に用い、（蘭部泉福院に対し）尊大な気持ちをこめて、「…してやる」の意を表わす。泉福院に対して「遣」を使えるのはここでは同輩林松寿坊しかない。「様」は、あとの述語の部分を省略して、その部分の受け持つべき願望、他人への希望、勸奨、命令、依頼などの意を和らげて表わす。

可を得てから出来る「親子入替」りの後で親に「養料」を支払うとしています。「相對養子」とは聞き慣れない

表現ですが、藩の手前、養子と称してはいるものの通常の養子ではありませんから、相対^{あいたた}（当事者間だけで成り立つ）での養子関係の意味でしょうか。

ただ本項で問題なのは、内契約は済ませたといっているのに、藩が許可する「親子入替」りが済んでから養料を支払うとしていることです。これは順番が逆なので、3【養子願上口上】のように、養料を支払った時点で内

〔釈文〕

① 契約一札之事

一其元様病氣ニ而御奉公難相勤候付、

私儀へ相對養子内契約被成下難有奉存候、

②然上親子^{（者脱）}入替相済候上、養料として銀子

七貫八百五拾目也相渡し可申候、外ニ熨斗目・

上下御讓被下、右養料之内手付銀として

此節金五両也御渡し申上候、③尤何れ之差支ニ而も

代番願相済不申候節者、手付銀無故障

御戻被下候筈、右相極候段少も逋乱

無御坐候、為後日契約一札如件

契約が成立し、根来者の側の準備がすべて整った上で藩に許可を求めなければならないはず。藩の許可を得たにもかかわらず、養料が払えなくなり破談となるような事態はあってはならないからです。にもかかわらず、「手付銀」でとどめているのは、初めから何らかの難点をはらんでいたからかも知れません。実際、この養子内契約は成立せずに終わったようなのです。

池田組西山田村

天保十五年

文次代

辰九月

小林伊織^印

垣内繁本坊様

(三六七二)

〔読み下し文〕

① 契約一札之事^の

一其元様病氣にて（而）御奉公相勤め難く候に付き、
私儀へ相對養子内契約成し下され（被^れ成下）有り難く存じ奉り候、

② 然る上は（者）親子入れ替り相濟せ候上、養料として銀子^{ぎんす}

七貫八百五拾目也相渡し申す可く候、外に熨斗目^{のしめ}・

上下（祿）御譲り下され（被^れ下）、右養料之内手付銀として

此節金五両也御渡し申し上げ候、③ 尤も何れ之差し支えにても

代番願ひ相濟み申さず（不^ず）候節は、手付銀故障無く

御戻し下され候筈、右相極め候段少しも違乱

御座（坐）無く候、後日の為契約一札件^{くだん}の如し

池田組西山田村

天保十五年

辰九月

文次代

垣内繁本坊様

小林伊織^印

休書の所より
此所より
此所より
此所より
此所より

心匠書

あひや

天保十二年

石丸

山崎



恒如中務

〔文意例〕

① 契約証文について

一あなた様（垣内繁本坊）が病気で（藩に対する根来者としての）御奉公を勤め難いというので、私へ「相對養子」の「内契約」をなさってください有り難く存じ申します。

②そこで、親子入替り（名義移行）が済んだ（藩が許可をした）上で、養い料として銀子七貫八百五拾目也を（私は）渡し申します。外に熨斗目・かみしも柶を（あなた様は）御譲り下さいます。右養い料の内、手付銀として

この節、金五両也を御渡し申し上げます。③もつとも、どのような差支えでも

代番願ひ（「親子入替」り願ひ）が済み（認められ）申さない節は、手付銀を無条件で

御返し下さる取り決めます。右決定事項は少しも異議は

ございません。後日のため「契約一札」は以上の通りでございます。

〔語意・語法〕

① 一札之事 「一札」は、一通の文書・書状・手紙。一筆。

一書。特に、証拠・支証となるべき文書・手紙。一通の証文。手形。「事」は、「こと」で文を中止するような形で、文章の題目などとして用いる。何々についてという意を表わす。一「ひとつ書き」といい、簡条書きそれぞれの冒頭に置く。「二」以下はない。本文はそこから一

字下げて記していく。一項目しか書かない場合でも慣習として置くことがある。相勤「相」は、動詞の上に付く接頭語。語調を整えたり、語勢を添えたりする。私儀へ謙讓表現にしようとしたのかも知れないが、「私へ」とすべき。「儀」は、自分、または自分の側を示す名詞に付いて「こと」「…に関して」の意を表わす。謙讓の意

を添える。**相對養子** 本項まえがき参照。**内契約被成下**「内契約」は、藩の許可を得ていない、当事者限りの意味での「内」。前書きにも記したように、本来、養い料という名の名義買得代を支払って始めて内契約が成立する。ここでは養い料の支払いは内銀にとどまっているのだから、内契約をしたという文面になっているが、実は成立していない。この状態で藩に養子の許可を求めても却下される。「被成下」は補助動詞。「被下」の、より丁寧な形か。動詞の連用形、または、それに「お」を冠した形、あるいは、動作性の漢語名詞に「ご」を冠したものにつく。「…(て) くれる」の尊敬語。「なさってください」。

奉存候「奉」は補助動詞として用いる。動詞(「存」)に付いて、その動作の対象(垣内繁本坊)を敬う謙讓表現を作る。…申し上げる。

②**親子入替** この契約の内実は名義売買だが、藩の手前、相続の形をとっている。「親子入替」りは、相続(名義移行)に対する藩の許可が下りること。**相済候上** 前書きにも記したように、養い料を支払い、内契約が成立したあとに藩に願ひ出なければならぬ。ここでは、藩の許可を

得たあとで養い料を支払うとしている。手順に従っていないのは、この名義売買に、事前の養い料支払いを躊躇させるような不安要素があったということか。**七貫八百五拾目** 銀五〇目〓金一兩を一五万円として現代貨幣に換算すると、銀七、八五〇目は約二千三百数十万円となる(1【内約束用書】2【養料請取覧】でも「金百兩」〓約一五〇〇万円とある)。根来者の名義はこれほどの高額な金額で売買されていたのである。「貫」は千。**相渡し可申候**「可」は話者(小林伊織)の意志を表わす助動詞。文脈により意志の強弱の度合いが異なる。「申」は補助動詞。動詞の連用形(「渡し」)に付いて(渡し申)、相手(垣内繁本坊)に対し話者が改まった気持ちで丁寧に、また、堅苦しく言うのに用いる。**熨斗目** 根来者揃いの装束とした(『紀伊国名所図会』初編卷之二、参照)。**綾**(斜線の綾模様を織り出した絹)の地質の腰替りの着物。腰のあたりに、縞や格子を織り出したもので、江戸時代には武士の小袖として麻上下の下に着用した。**上下袴** これも根来者の装束。繁本坊の名義を装束ともども文次が受け継ぐことを意味している。**御讓被下**「被下」

は、補助動詞として用いる。他の動作を表わす語句について、その動作の主が恩恵を与える意を、恩恵を受ける者の立場から敬っている。「…(て)くれる」の尊敬語。動詞の連用形に「お」を冠したもの、あるいは動作性の漢語名詞に「こ」を冠したものにつく。御渡し申上候「申上」は目上の人(繁本坊)に対して、(文次(小林伊織)が)ある行為をする。多く、「お」や「御」の付いた自分の行為を表わす体言(「御渡し」)の下に付けて、その行為の対象を敬う。

③代番願 養子の形をとった、②の「親子入替」り。通常は人物の交替(『南紀徳川史』一三冊、六〇一頁)。故

8 【暫相續】

本項では、他家の倅岩楠に対し繁本坊号の「暫相續」を仰せ付けるようお願いしていますが、次項【跡目之義ハ追而】で、当然のようにその月の内に「跡目」の願い出を予告しています。この「跡目」は岩楠の跡目ではなく、繁本坊の本来の跡目の意味です。藩の許可を得て行なった相續を安易に変更することはできませんから、本

障さしつかえがあると申し立てること。拒否すること。また、その不服だとする考え。異議。被下候筈「筈」は、物事が当然そうなること。道理。理屈。筋道。転じて、予定・てはず・約束などの意にもいう。相極候段「段」は「こと」。「…のこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。ここでは契約内容すべて。遠乱他人の考え、やり方に反対すること。苦情。為後日契約一札如件「為後日…如件」は定型句。池田組西山田村那賀郡池田組西山田村(紀の川市)。天保十五年 一八四四。文次代 小林伊織「代」は代理・請人(保証人)。兩人とも不詳。「文次」は、名前からして当主ではない。

項の「相續」は通常のものとは異なり、相續人の入れ替えを前提とした、暫定的であることが認められた特別な相續だったことになります。

言葉の意味から考えても、②「暫相續被仰付被下候様仕度奉願上候」で、副詞「暫」が動詞「仰付」を修飾すると考えるのは困難です。「仰付」が「待」「逗留」など

のように、時間の幅を要する行為ではないからです。「暫」は「仰付」ではなく、動作性のある名詞「相續」にかかり、「暫相續」という名称の相續形態を指すのでしょうか。相續相手が決まらないので、相續が有効になるように取りあえず「暫相續」を出したということのようです。

本項の差し出しは八月です。前項【相對養子内契約】

〔釈文〕

① 奉願上口上

一私儀兼々病氣二罷在候二付、色々

葉用・養生仕候得共此節二而者別而

勝レ不申、迎も本服難仕奉存候二付、

②何卒根来役、岩橋善松院悴

同苗岩楠江暫相續被仰付

被下候様仕度奉願上候、以上

垣内繁本坊印

八月

貴志智徳院殿

平田高德院殿

(三六六八)

が天保十五年（一八四四）辰九月ですから、本項の八月はその翌年以降ということになりますので、翌年弘化二年（一八四五）の八月でしょうか。なお、差出人の垣内繁本坊（6【忌中引断り】の垣内嘉福院が文政二年に名義を変更したと思われる）は当主です。

①

才氣と口と

一紙紙筆と為靴と名を公に分也く

第月荒々とは公を以て公に公を別分

晴市一也中版靴はを公に分

②

公卒根未及岩指公公院輝

日苗岩指公指公續公

仁村

米山雅正氏書

八月

垣内景忠坊



米山雅正氏書
平田高徳院及

〔読み下し文〕

① 願い上げ奉る口上こうじょう

一私儀兼々病氣に罷^{まか}り在り候に付き、色々

薬用・養生仕り候え^{せうじやう}（へ）ども（得共）此節にては（而者）別^{わけ}て

勝れ申さず^{すぐ}（不）^ず、迎も本復^{ほんふく}（服）仕り難く存じ奉り候に付き、

②何卒根来役、岩橋善松院^{なにとぞ ぜんしやういん}俸

同苗岩楠^{どうみょういわくす}へ（え・江）暫相統仰せ付けられ（被^{られ}「仰付」）

下され（被^れ下）候様仕り度く願い上げ奉り候、以上

垣内繁本坊^{しげもとぼう}⑩

八月

貴志智徳院殿^{ちとくいん}

平田高德院殿^{こうとくいん}

〔文意例〕

① 願い上げ申す口上書き

一私ですが兼々病氣でして、色々

薬で治療したり保養したり致しましたけれどもこの節では特に

勝^{すぐ}れ申しませず、とても全快は致し難いと存じ申します。そこで、

②何卒（私の）根来役を、（根来者の）岩橋善松院俸で

同姓の（岩橋）岩楠へ「暫相続」を仰せ付け

下さいます様に致したいと願ひ上げ申します。以上

〔語意・語法〕

①罷在「罷」は接頭語的に用い、その複合した動詞「在」に、（藩に対し）へりくだり丁寧という気持や、時に、許しを得てその行動をするの意を添えるもの。候得共（候う）候ふの已然形「候へ」の「へ」に当て字「得」を使ったもの。「共」は接続助詞「ども」の当て字。「ども」は、活用語の已然形を受ける。逆接の確定条件を表わす。けれども。

②暫相續 副詞「暫」は動詞「仰付」ではなく、動作性のある名詞「相續」にかかり、「暫相續」という名称の相続形態を指すのではないか。これは仮相続、暫定相続のことで、相続と同じ効力があるが、ただ相続人の入れ替えを前提としていて、当主死後次の当主がその変更を願ひ出ることができる。そうした特殊な手続きが、本項および次項【跡目之義ハ追而】から読みとれる。「暫」が「仰付」にかかるとするならば、これは特殊な相続で

はなく通常の相続になり、次項【跡目之義ハ追而】のよ
うな相続人の変更はできない。さらに、言葉から考える
ならば「暫」という語は曖昧な表現だから、自分の行為、
対等あるいは目下の者の行為に關して使われる上に、そ
れは時間の幅のある行為に限って修飾している（「暫時
相扣居候様」（北家イ四六六一）「今暫待呉候様」（岡
本家ス一四二一二）「暫逗留仕度」（『古文書徹底解釈 紀
州の歴史 第二集』四七頁等）「暫寺領・国領役人見合」（同
四集、三六頁）。「暫」が「仰付」にかかるとするならば、
藩の行為「仰付」を曖昧な「暫」で修飾するのはおかし
いし、「仰付」は時間幅の必要な行為ではない。そうす
ると、「暫相續」という名称だとするのが妥当なのだが、
ただこれは、史料的に裏付けがあるわけではないし、「暫
相續仕度、此段宜敷被仰付被下候様」と書くこととしたの
だったならば論外ではある。被仰付被下候様仕度奉願上

候「仕度奉願上候」ではおかしい。「奉願上候」とした
いならば、「被仰付被下候様奉願上候」。この「願上」が
強いと思った際に「仕度」を使う婉曲形が、「被仰付被

下候様仕度奉存候」。ここの表現は両者が混在した誤用。
貴志智徳院・平田高德院 根来者組頭。

9 【跡目之義ハ追而】

前項【暫相統】で一般の相統（といつても、根来者の
相統ですからあくまでも名義売買ですが）と異なる、相
統人の入れ替えを前提とした暫定的な「暫相續」を願
い出したので、本項【跡目之義ハ追而】で「跡目之義ハ追而
可奉願候」という断りができたでしょう。普通ならば、
当主死後の「跡目之義ハ追而可奉願候」などという行為

は死後相統になり、認められようはありません。

前項【暫相統】は提出が八月としか分かりませんが、
本項は八月二十三日付け。前項【暫相統】が正しく繁本
坊の生存時に提出したものでどうか疑問があります。死
後あわてて「暫相續」を願い出たとも考えられます。

〔釈文〕

御届申上候口上

一垣内繁本坊義、近比病氣二罷在

候処養生不相叶今日病死仕候、

跡目之義ハ追而可奉願候、依之

右之段御達申上候、已上

垣内正福院④

八月廿三日

貴志智徳院殿

平田高德院殿

(三六六九)

〔読み下し文〕

御届け申し上げ候口上

一垣内かきうち繁本坊儀しげもとじやうぼうぎ(義)、近頃(比)病氣に罷り在り

候処よじやう養生相叶わず(不)今日病死仕り候、

跡目之儀は追って(而)願ひ奉る可く候、依って(依之)

右之段御達し申し上げ候、以上(已上)

〔文意例〕

御届け申し上げます口上書き

一垣内繁本坊のことですが、近頃病氣でし

たが、保養がうまくいかず今日病死致しました。

跡目のことですが追って願ひ申します。そういうことで

右の件について御達し申し上げました。以上

沙也上

一 地丹雲也

此如雲也

以月雲也

方以雲也

二日

世丹正統院



去之智法深也

子回之德深也

〔語意・語法〕

可奉願候「可」を入れることで、話者正福院の意志を表わし、かつ未来をも表現できる。右之段「段」は「こと」。「…のこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。御達申上候「可申上候」ではないので、「申し上

四 家内人別代官直支配

1 【家内人別代官直支配】

本項は、根来者（根来同心）から願いがあったので、①「其方共家内人別」制度を「代官直支配」（大庄屋扱いから代官直轄に変える）にするという達しです。これが宗門改め制度（〔語意・語法〕家内人別。『古文書徹底解釈 紀州の歴史 第一集』「つるの嫁入り」参照）運用の正式な表現なのでしょう。添え書きの②「宗門改諸願等、地士之家内同様」は具体的に書き替えた内容です。例えば近世後期から幕末の史料ですが、六十人者（地士）の尾崎氏（尾崎家 お九・五〇・四二、え三。ただ、六十人者は勘定奉行直支配ですが、家内人別は代官扱い

げました」という過去を示すことになる。垣内正福院^⑧正福院は当主。繁本坊の十一歳下の弟。印形は、8【暫相続】の垣内繁本坊と同一の物を使っている。

になっています）、地士堀井氏（高橋家 三三三）、地士外川氏（瀬戸家 う八九）、そして高野山寺領紀州藩預り地士北氏（北家 カ一三七―三）でさえ、紀州藩代官あるいは代官とおぼしき人物との間で、地士の相続・養子取りや改名の証文をやりとりしています。地士の家であっても、家族の宗門改は大庄屋扱いです（北家文書目録「人別・宗旨送り等」、居住の村の宗門改帳に、地士の家も他の百姓とともに入っています（例えば、明治三年那賀郡安楽川之庄加和村「切支丹宗門御制禁人別相改寺請帳」 県立図書館移管資料九〇八七）。つまり、②「宗

門改諸願等」は、相続・養子等の願いのことです。「地土之家内同様」は、地士の「家内（人別制度）同様」の扱い、つまり代官扱いという意味になります。

この時に（垣内氏等を除く）根来者一般は、根来者本人の相続に関する諸願いの扱いが地士並みの代官直支配になったのですから、それまでは大庄屋（庄屋）が扱う（百姓身分関係の諸事は最終的には代官に集約しますが）という百姓身分のやり方だったことになります（2【治病御暇】参照）。ただし、これは根来者一般の変更です。垣内氏（高橋氏）等の相続は「三根来者株売買」にあったように、一貫して根来頭に提出するという家臣並みの扱いだったのですから、今回の地士並みの扱いという格下の変更は垣内氏等には適用されません。垣内家は格の違う家だったのでしょう。

つまり、身分は百姓であっても、根来者の役にかかわる場合には、一節・二節に収録したすべての文書がそうであるように、根来頭（組頭）の扱いになっています。百姓役務の大庄屋（庄屋）は根来者に指示を出せないからです（地士の場合は代官から指示があります（尾崎家

え五三一―一、北家文書目録「地士（紀州藩関係）」）。しかし、根来者の役務以外は百姓の役務になりますから、これに関するほとんどすべての文書は大庄屋が扱っています。こうして根来者の文書の扱いは、根来頭・代官・大庄屋の三者に分かれるのです。家臣ならば、暮らしの節々に至るまでその願いは所属の頭（組頭）が扱い、百姓ならばすべて大庄屋が扱うのとは異なっています。

この変更は根来者からの願い（「達」）に始まります。①「達之品有之候二付」と達しをそのまま制度変更の理由にしていますから、願いはほぼ聞き届けられたと見てよいはずです。①本文の添え書き②「宗門改諸願等、地土之家内同様」は、彼らの願いの核心を汲みとった表現なのでしょう。

根来者は中世・戦国期の根来寺僧兵が起源で、天正十二年（一五八四）尾張の小牧・長久手の戦いで家康軍の味方をしたことから、のち幕府や紀州藩の同心として遣われることになったといえます（『南紀徳川史』八冊、五五三―四頁、六八三頁）。他の株者にはこのような由緒はありません。藩内各地で戦国期土豪の出自を持つ者の多い地

士は、在村で武装を認められた浪人です。彼らは役務上の指示に加えて、これまでみたように家内人別も代官扱いになっています。今回の根来者の願い出は、家内人別について地士と横並びになることを目論んだものです。

文政六年（一八二三）の一揆鎮圧で、根来者はめざましい活躍をしたのならば、それが願い出のきっかけになったのかも知れません。彼らからの願いは、①「心得宜敷御用筋致出精之段達之品有之」とあります。「段」という広い範囲を示す語を使っていることからすれば、この願いは（彼らの業績を長々と記し、あるいは全員の由

〔釈文〕

① 根来同心共

兼々心得宜敷御用筋致
出精之段達之品有之候

二付、其方共家内人別向後
御代官直支配申付之

② 宗門改諸願等、地士之

家内同様相心得可申事

緒書きも付した様な）相当大部のものだった可能性があります。

この決定ができるのは勘定奉行および老中ですから、①②は勘定奉行・老中の発給文書であることが分かります。「被聞仰」（③）という表現からもそういえます。①の宛所が「根来同心共」となっていますし、③にも「御頭様」（根来頭）とありますから、①②は根来頭に届いた根来者宛ての達し（もちろん写し）です。これを組頭を通じてそれぞれの根来者に触れ出した（③）ということになります。

(三六八二)

③御別紙之通御頭様令

被聞仰候間、各宜敷

御取計可被成候、仍之

申越候、以上

組頭中

四月

八人衆中

(三六八三)

〔読み下し文〕

① 根来同心共

兼々心得宜しく(敷)御用筋

出精致す之段達し之品之有り候

に付き、其方共家内人別向後

御代官直支配(之を)申し付く

② 宗門改め諸願い等、地土之

家内同様相心得申す可き事

③ 御別紙之通り御頭様より(令)

①

操業同心丸

兼心得軍費御用初段

出精之服達一品有品

之身之方家也人別家

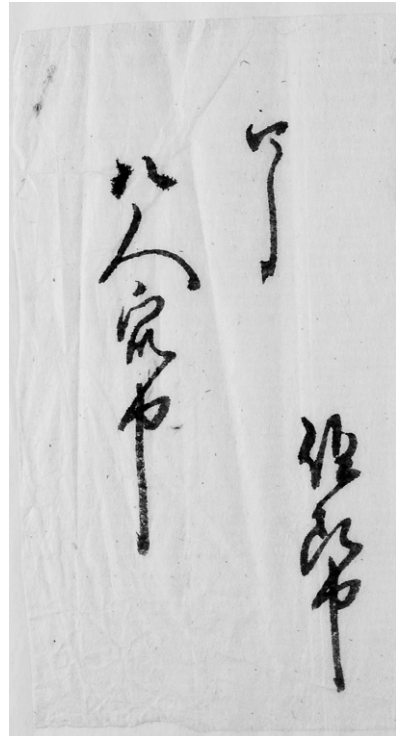
水成石並支配中時

②

家門改法氣中地士
家門改法氣中地士

③

此則成之近而
此則成之近而
此則成之近而
此則成之近而
此則成之近而



仰せ聞けられ(おれきこ)被レ聞レ仰レ候間、各宜しく
御取り計らい成さる可く(べく)可レ被レ成レ候、仍よつて
申し越し候、以上

組頭中ちゅう

四月

八人衆中しゅうちゅう

〔文意例〕

①

かねてから（お前達根来者は）心掛けよく、（藩の）御用筋を
根来同心共

熱心に勤めた件について、願ひ出た事情がある（ことを理解した）。

そこで、其方共そのほうどもの案内人別かだいじんべつ（宗門改め制度）については今から後、

御代官直支配じき（庄屋でなく代官に直接提出するという、破格の取り扱い）を申し付ける。

② 宗門改めに関する諸願しゅうがんひ等（相統・養子等）は、地士じしの

家内（人別）と同様（の扱い・代官直支配）と心得申すように。

③ 御別紙おんの通り御頭様おかしら（根来頭）によつて

（組頭に対し、老中が決定を）お言い聞かせになつたので、各（八人の根来者は）よろしく

（変更に従つて）御取り扱いなさるよう。そういうことで、

言つてよこす。以上

〔語意・語法〕

① 根来同心共 達しや書状は通常文末に宛所を記すが、
処罰・褒賞・調書等を記した文書の場合、その限定される対象者名は冒頭に記すことが多い。①②は一般的な触れとは異なり根来者（根来同心）からの願ひ書きへの返書と考えられ、宛所は根来者（根来同心）になるため冒頭に記している。ただ、その書かれている位置が見出しと同じ、行中央より上になっているが、本来は行末。写した人物が見出しと錯覚し上に上げたか。「共」は、人

を表わす場合は「たち」に比べて敬意が低く、目下の者たちの意を含めて用いる。心得宜敷 通常、願ひ書きに對する返書の表現には、願ひ書きからの引用を多く含んでいる。「心得宜敷」も、この書面を記した勘定奉行が根来者の業績を判断した表現というよりは、根来者の願ひ書き（組頭中心に根来者を糾合して根来頭に差し出し、根来頭がこれに添え書きを付したか）に「心得宜敷」の表現があつて、勘定奉行はそれを引用したと思え

る。業績評価の常套句でもある。「敷」は「宜しく」の「しく」の当て字。御用筋 文政六年文政一揆の「出張り」も含めた、根来者のこれまでの役務全般。「筋」は、それに関する方面。その方面の場所、事柄、人。具体的にそれと名をあげて指示することをさけ、ぼかして表現する用い方。致出精之段「段」は「こと」。「…のこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。ここでは「兼々」から「段」までで、「段」を使うほどの広い範囲を示してはいないが、それは背後で根来者からの願い書き（しかも長文の）を想定しているからと考える。「致出精」も願い書きからの引用と考える。これも業績評価の常套句。「致」は、話し相手に対し自分や自分の側の者を下位に置く場合や、目下の者に重々しく言う改まった場面などで、「（物事を）する・なす」の意に用いる。「仕」にくらべて敬意が軽い。達之品有之「御」のない「達」だから根来者からの願い。「達有之」ならば願いがあったという事実を述べているだけ。「之品」を入れることで、願いに書かれた内容を問題にしている。「御吟味之品有之」（天保十四年南条喜右衛門「系譜」、

一〇六二八）、「存念之品有之」（文化八年片野孫兵衛「系譜」、三六三七）など。「品」は、物事の事情や理由。そうなった事情や立場。理由。わけ。方法。しかた。やりかた。「有之」の「之」は強調。其方 対等もしくは下位の相手に対し武士・僧侶などが用いる。家内人別「宗門改」制度のこと。宗門改は、紀州では寛文ごろ（一六六一～七二）、武家や領民が、禁止されているキリスト教徒でないことを証明するために、仏教徒として仏教寺院に属させて始まった制度。しかし、その後、当初のキリシタン禁令の意味合いはうすれ、戸口（戸籍と人口）の台帳として機能するようになる。向後「こうご」とも。申付之 通常「之」は読まない。

②宗門改諸願等 宗門改めに関する諸願い等。地土 農村の浪人。戦国期の土豪の流れを汲むものが多く、百姓ではあるが武装を許され、苗字を名乗り、街道警備等の藩の役務を勤める。代官直支配。家内 地士に対する「家内人別」制度の適用のし方。相心得「相」は、動詞の上に付く。語調を整えたり、語勢を添えたりする。可申事「可」は話者（根来頭）の意志を表わす助動詞。文脈に

より意志の強弱の度合いが異なる。ここでは指示。命令。「申」は補助動詞。下位者（根来者）に対する重々しい、やや尊大な表現として（「物事を」する・なす」の意に用いる。「事」は、文末にあつて、断定の語を伴い、話し手の断定の気持ちを強めた表現となる。

③御別紙 ①②。組頭が根来頭からの書面を指しているから「御」が付く。御頭様 根来頭。被聞仰 通常は、「被仰聞」。「言い聞ける」の尊敬語。上の命令などをお言い聞かせになる。老中あるいは勘定奉行について用いる語だが、勘定奉行の扱える事案ではないから老中。「被」は尊敬を表す助動詞。受身ではない。「仰」も敬語で、二重の敬語。可被成「可」は話者（組頭）の意志。ここでは指示。「被」は話者からする根来者へのていねい語。組頭中 組頭二名の名前が入っていたはず。根来者は一一〇人。根来頭（役料三百石）三人の下、三六人、

2【介病御暇】

本項は根来者史料ではありません。同じ高橋（垣内）家文書ですが、木本村百姓勘之右衛門妻の看病に手が回

三七人、三七人の三つの所属に分かれる。それぞれにはさらに三〇四の組があり、組頭を置いた。四月（三六八二（三六八五）はこよりで一括してある。（三六八四）は、根来者岩本坊への借米高・借銀高書上覚、（三六八五）は「三 根来者株売買」5【御役相統願】で、内容につながりは全くない。とすると、同年のものでくくったならば、【御役相統願】は文政二年と考えるので、「四月」も文政二年四月か。ただ、特段のきつかけもなく根来者の宗門改め制度の適用方法を変えるような大きな願いを出すということも考えにくく、そうするときつかけは文政六年の文政一揆での役務か。そうすると、文政六年のくくりは別にあるので、形式からはよく分からないことになるのだが。八人衆 この組の根来者が八人。八人の名前が書いてあったか。

らないため、江戸詰御仲間（人足のことです）を勤める俸の「介病（看病）御暇」（今でいうところの介護休

暇）を願ひ出ています。代官扱いとなった根来者の「相続」願ひとは異なり、百姓勘之右衛門の要求を受けて木本村の庄屋助左衛門（垣内氏）が、貴志組大庄屋を通じて海士郡代官に宛てています。百姓願ひ出の手順です。

株者以外の家臣ならば御目見^{おめみえ}以下の下級家臣であっても、同じ看病御暇願ひを始めすべての諸願ひは、その組頭・頭^{かしら}に提出します。『古文書徹底解釈 紀州の歴史 第二集 朝暮母を慕う』には、家臣がその組頭・頭を通じて藩に提出した願ひ書きを数多く収録しました。

仲間^{ちゅうげん}や同心など、その地位を売買できる株者は、藩役儀の序列を記した役順帳の末端に一覧で書き込まれています（『和歌山県史』近世史料一 一九七～三三三頁、三八三～三九九頁）。しかし、藩家臣は、株者の上に位置している「御目見^{おめみえ}以下」までです。株者は藩の役儀だから記されているだけで、家臣ではありません。株者の身分は百姓・町人です（『南紀徳川史』八冊、六五二～六五四頁、六八一頁）。文中でも「江戸詰御仲間」瀧藏と表記しているのではなく、「同人（百姓勘之右衛門）倅瀧藏」と称しています。当然、ここにみたように、役

の着任や離脱の願ひでも庄屋・大庄屋を通じて代官に宛てて提出するのです。株者の役儀とはいえ武家屋敷に奉公人として勤めている百姓や町人がその武士の陪臣ではないのと同様、紀州徳川家に仕える奉公人にすぎません。そうすると、垣内氏が名義の売買に関する願ひを庄屋ではなく組頭に提出したり（「三 根来者株売買」。つまりその先は家臣の根来頭に届くのですが）、あるいは平の根来者が相続等の願ひを代官に宛てる（前項）のは、株者としては特別扱いなのです。

ところで、この江戸詰御仲間^{おちゅうげん}は、元は名草郡舟渡村^{ふなと}に賦課された役でしたが、のち、村からは切り離されて、根来者株と同じように権利として売買され（『南紀徳川史』八冊、六五四頁）、この時には海士郡木本村の百姓勘之右衛門が所持していたことになります。村株が百姓の権利（株）にまで変化してきたため、倅が仲間^{ちゅうげん}に復帰できる「介病御暇」願ひを差し出せたのです。つまり、舟渡村の株ならば木本村庄屋は扱えません（「舟渡村株」という名称は、株の認証のために残っているだけです）し、木本村の株ならば、この倅を代人と差し替えるので、

「介病御暇」は願ひ出られませんか（近世後期以降の文書と思いますが、「中間附替願」（瀬戸家文書 し四〇二―一五）では、村と役とのつながりが濃く残っていて、小松原村株の中間附け替え（差し替え）を小松原村庄屋自身が大庄屋に願ひ出ています）。ただ、百姓勘之右衛門ではなく木本村庄屋が願ひ出ているのですから、村株の性格は形式的にであれ残っています。

願ひ状提出年の「子正月」は元治元年（一八六四）正

〔釈文〕

① 口上覚

一當村百性勘之右衛門妻儀、病氣ニ罷在色々
薬用仕候得共急々快氣之程難計、介抱等
行届兼難儀迷惑仕候付、②同人忤瀧藏与
申者、當時名草郡舟渡村株江戸詰御仲間ニ
相詰罷在候付、③御奉公中奉恐入候へ共、介病
御暇被成戴度旨申出候段相逺無御座候間、
④容牀書・宿状共相添御達申上候間、願之通
早々御許容可被成下候様、御取扱之程宜敷

月、紀州藩が第一次長州征討で京都・大坂に出陣していた時期でした。家臣からも出陣を避けているような看病御暇が願ひ出ていたのですから（『古文書徹底解釈 紀州の歴史 第二集』『看病御暇』）、この仲間も母親の病氣は事実ではなく、出陣忌避の意味で願ひ出ていたとも考えられます。願っていたのは介病御暇で、株を売却し別の人物との交代を願ったのもありません。時期が過ぎればまた勤めるつもりだったのでしょう。

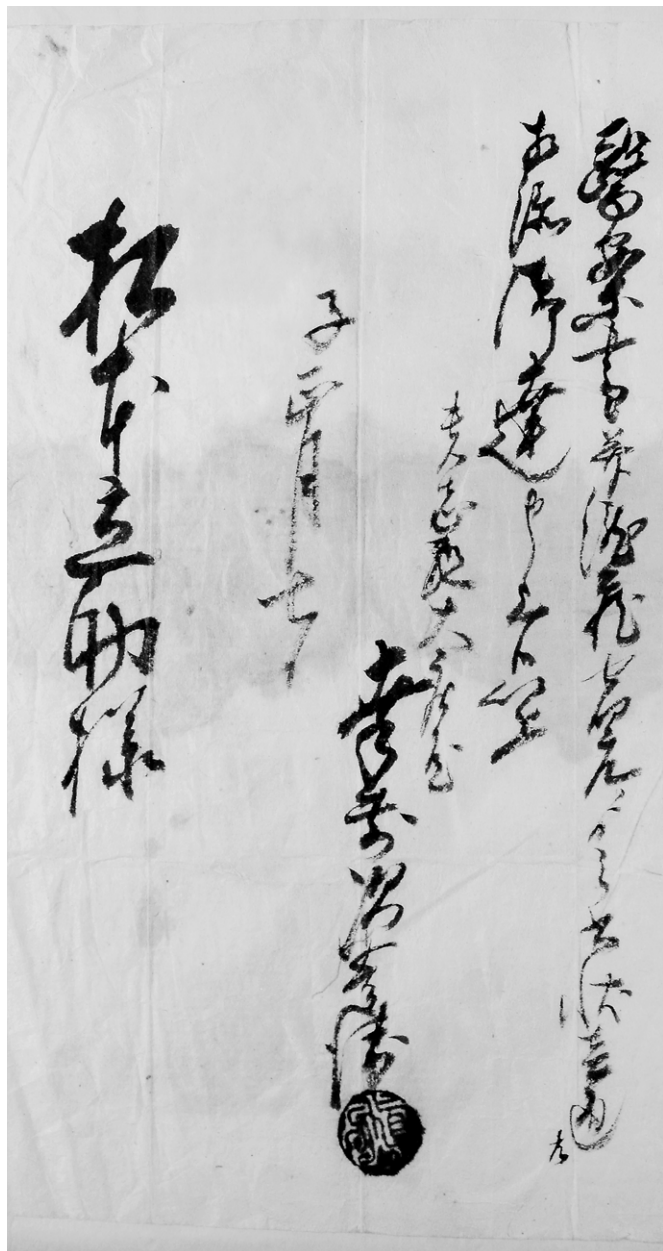
奉願候、以上

木本村庄屋

助左衛門 印

子正月

幸前次五兵衛殿



⑤右之通願出申候、右瀧藏母、病氣ニ罷在
急々快氣之程難計難儀仕候儀、相違も

無之歎ケ敷儀ニ付、⑥御奉公中奉恐入候得共、
願之通御取扱被成遣度奉存候、依之

醫案書并瀧藏宿元之書状壱通共

相添御達申上候、以上

貴志組大庄屋

幸前次五兵衛印

子正月七日

松本立助様

(六九二)

〔読み下し文〕

① 口上覚

一当村百姓(性)勘之右衛門妻儀、病氣に罷り在り色々

薬用仕り候えども(得共)急々快氣之程計り難く、介抱等

行き届き兼ね難儀・迷惑仕り候に付き、②同人忤滝藏と(与)

申す者、当時名草郡舟渡村株江戸詰め御仲間に

相詰め罷り在り候に付き、③御奉公中恐れ入り奉り候え(へ)ども、介病

御暇成され(被_レ成)戴き度き旨申し出で候段相違御座なく候間、

④容体書き・宿状共相添え御達し申し上げ候間、願いの通り

早々御許容成し下さる可く（可^べレ被^る二成^な下^く）候様、御取り扱い之程宜しく（敷）
願ひ奉り候、以上

⑤右之通り願ひ出で申し候、右滝藏母、病氣に罷り在り

急々快氣之程計り難く難儀仕り候儀、相違も

之無く歎か（ケ）わしき（敷）儀に付き、⑥御奉公中恐れ入り奉り候えども、

願いの通り御取り扱い成し遣わされ（被^れ二成^な遣^{つか}）度く存じ奉り候、依つて（依之）

医案書き并に滝藏宿元^{よう}之書状一通とも

相添え御達し申し上げ候、以上

貴志組大庄屋

幸前次五兵衛印

子正月七日

松本立助様

〔文意例〕

① 口上覚

一当村百姓勘之右衛門の妻のことですが、病氣にかかっておりまして、色々

薬での治療を致しているのですが急な快復など見当もつきません。（勘之右衛門は）看病等にも

手が回らず困って途方に暮れ申しております。②勘之右衛門の悴で滝藏と

いう者が、現在名草郡舟渡村株の江戸御仲間として

勤めております。③（藩への）御奉公の最中で恐れ入りますが、（藩が）「介病

御暇」の扱いになさっていただきたいということを、（勘之右衛門が）申し出ている件に間違いはございませんので、

④（勘之右衛門妻の）容体書と（滝蔵の）江戸の宿元からの請け状

両方を添えて（代官に）願ひ出申し上げます。願ひの通り

早急に御許容下さいますよう、お取り扱いの程よろしく

お願いいたします。以上

⑤右の通り（庄屋あるいは勘之右衛門が）願ひ出で申しております。右滝蔵の母は病気にかかっておりまして、急に快復するとも考えられず（勘之右衛門は）困り申しております。これについては間違いも

なく（大庄屋としても）嘆かわしいことです。⑥（藩への）御奉公中で恐れ入りますが、

（勘之右衛門の）願ひ通り（藩が）お取り扱いをなさっておやりになり（大庄屋は）たいと考えます。よって

医案書と滝蔵の江戸の宿元からの書状一通の両方を

添えて御達し申し上げます。

〔語意・語法〕

①口上覚 口頭で述べたことを記録したというのが当初の意味ではあるが、のち、書面で提出するようになってからでも、形式的にかつての表現を使った。一「ひとつ書き」といい、箇条書きそれぞれの冒頭に置く。「二」以下はない。本文はそこから一字下げて記していく。一

項目しか書かない場合でも慣習として置くことがある。當村百性勘之右衛門妻儀 妻のことを述べるに当たつても、必ず当主との続柄つづからから説き起す。「儀」は、自分、または自分の側を示す名詞に付いて「こと」「…に關して」の意を表わす。謙讓の意を添える。罷在「罷」は接

頭語的に用い、その複合した動詞（「在」）に、へりくだり丁寧という気持を表現する。**薬用仕**「薬用」は薬で治療すること。「仕」は補助動詞。動作性の名詞（「薬用」）に付き、話し手（勘之右衛門。庄屋が代弁）が聞き手（藩）に対してへりくだる自卑・丁寧の表現として「（物事を）する・なす」の意に用いる。**候得共**（「候う」候ふ）の已然形「候へ」の「へ」に当て字「得」を使ったもの。「共」は接続助詞「ども」の当て字。「ども」は、活用語の已然形を受ける。逆接の確定条件を表わす。けれども。**快氣之程**「程」は（「…のほど」の形で）名詞について表現を婉曲にするのに用いる語。**難計**「計」は、おしはかる。推察する。予想する。想像する。**介抱**ここでは看病。迷惑どうしてよいかわからないで途方にくれること。

②**當時** 今現在。**舟渡村株江戸詰御仲間**「江戸御仲間」の制度は、当初「紀勢御領民に賦課し」「村々定限の株数ありて」「多くは年貢明け（不納者）の者課役に当る」。のち、「家計の都合」から「江戸出役を希望し、特に他の株を譲り受、或は買得以て出役する者あり」（『南紀徳川史』八冊、六五四頁）。「舟渡村株」は、当初舟渡村に

当てられた役だったが、村に対する賦課とは切り離され、権利化（株）して売買されるようになったもの。この時には海士郡木本村百姓が買得し忤が勤めていたことになる。「江戸御仲間」の役務は、紀州藩江戸屋敷に勤める仲間（人足）で、「諸向の使ひあるき（歩き）、雑事人足、荷物負担、諸掃除」（同、六五五頁）を行なう。「舟渡村」は名草郡有本村の小名（字）。**相詰**「相」は接頭語。動詞の上に付く。語調を整えたり、語勢を添えたりする。

③**奉恐入**「恐入」のは勘之右衛門。「奉」は補助動詞として用いる。動詞（「恐入」）に付いて、その動作の対象（藩）を敬う謙讓表現を作る。**介病御暇**看病のため、藩の勤めを辞すこと。「介病」は看病。**被成戴度旨**「被成」は「する」の尊敬語。藩の行為。「戴度」は勘之右衛門の要求。もつとも、「下さる」（尊敬語）がほとんど死語となり、「いただく」（謙讓語）という誤用がそれに取って代わっている現代の感覚からすれば特に違和感はないかも知れない。しかし、近世では、第一に、「被成戴」という使い方はしない。筆者はこの一例しか知らない。話し手が「していただく」という、話し手中心の表現になる

からか。通常は聞き手が「して下さる」という、聞き手に重きを置く「被（成）下」とする。第二に、「度」にも注意が必要である。「被成戴度」という言い方はもちろんこの一例だけで、「被成度」（なさって欲しい）すら使われない。「被成度」では、相手に対して突き放した物言いになるからか。「被（成）下度」（してください）は話者が取りあえず下手に出た言い方だが、これは数例を見いだすことができ、主として藩役人等から大庄屋等宛ての書状で使われる（瀬戸家し一二八―二、御坊村御用留三冊目五月廿日、堀家ア八七―二、北家エ一四三）。恐らく、「度」が話者の強い意志を反映するため、上位の者が下位の者に対してならば使えるのだろう。その場合でも「被成度」は使わないのである。「度」の使用が制限されるのは、「可被成下候」で、話者の意志を示す「可」を避け、「被成下候様奉願候」という婉曲話法に変えるのと同様と考える。だから、百姓が代官に宛てた願い書きで「被仰付被下度段奉願上候」（角谷家い一八七）とした事例もふさわしいものではなかったと思える。「被成戴度」は文法的には間違っていないが、文章に余り習

熟していないこの話し手が、慣用的でない表現、しかも百姓が代官に願い出る際には決して使ってはならない表現を取り入れてしまったということらしい。なお、⑥で述べる。「旨」はものごとの意味・内容。趣意。趣旨。「介病御暇被成戴度」にかかる。申出候段「段」は「こと」。「のこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。冒頭からここまでの勘之右衛門の願いの内容すべて。相違無御座候 庄屋の判断。

④容躰書 病状を記した書き付け。⑥の「醫案書」（治療方針を記した書面）のこと。宿状 ⑥の「宿元今之書状」に同じ。請け人（保証人）を兼ねた家主（宿主）からの、在江戸滝蔵の請け状（保証書）。御達 ここでは願い出ること。申上 目上の人（藩）に、庄屋がある行為をする。多く、「お」や「御」の付いた自分の行為を表わす体言の下に付けて、その行為の対象を敬う。可被成下候 「可」は話者（ここでは庄屋）の意志。「被」は聞き手（代官）への敬語表現。「被成下」は補助動詞。動詞の連用形、または、それに「お」を冠した形、あるいは、動作性の漢語名詞に「ご」を冠したもの（「御許容」）につく。「なさっ

てくださる」。子正月 木本村庄屋助左衛門の肩書きは万延元年申（一八六〇）から慶応三年卯（一八六七）に使っているので、「子」は元治元年（一八六四）と思われる。この年は第一次長州征討のため、紀州の軍勢は京都や大坂に在陣していた。家臣からも出陣拒否と思える看病御暇願いがいくつか出されている（『古文書徹底解釈 紀州の歴史 第二集 朝暮母を慕う』五三～七五頁）。この滝蔵の介病御暇願いもつながりがあったのかも知れない。幸前次五兵衛 貴志組大庄屋。

⑤ 右之通庄屋（あるいは勘之右衛門）の願い書き①～④。

⑤～⑥が大庄屋の奥書。願出申「申」は補助動詞。動詞の連用形（願出）に付いて（願出申）、相手（藩）に對し話者（庄屋あるいは勘之右衛門）が改まった気持ちで丁寧に、また、堅苦しく言うのに用いる。難儀仕候儀「儀」はこと。「儀」は（形式名詞的な用法）「こと」。「：のこと」を意味する語はいくつかあるが、その中で「儀」は、そのかかる範囲が最も狭く、直前の語に限られる。ここでは「難儀仕候」にかかる。歎ケ敷儀 旧来は「歎ケ敷」（「嘆かわしい」に同じ）だが、近世には「なげか

わしく」に変化していくので、古い表記に新しい表現を当てはめて「歎ケ敷」と読んでいたと思える。「嘆かわしい」は、氣持が満たされないで、思わずため息が出るようなさまである。これは大庄屋の考え。

⑥御取扱被成遣度奉存候「被成遣度」は、高野山寺代官が村の大庄屋相当の扱いになろう岡本氏に宛てた書状（岡本家イ六九九）で「御取計被成遣度候」と述べる一例が見いだせるにすぎない。ここでは、「お取り計らないなさってやってほしいんですがね」という上からの指示だから、強い要求を示す「度」を使える。もう一点、類似表現として高橋家文書一〇三〇にある「可被成遣候」は、杖突が自分の大庄屋役所に宛てた書状だが、これも強い「可」を対等の関係にある者同士で使っている。下からの願いに「被成遣」（しておやりになる）を使った事例は数多く見いだせるものの、それに話者の強い意志、指示・命令・要望を示す「度」をつなげることはない。使うとしても「被成遣候様仕度奉存候」（しておやりになる様にいたしたいと思うなあ）と、要求の姿を消し去り単につぶやくのである。筆者がしばしば婉曲話法とし

て説明している用法である。ここで大庄屋が藩に対して指示・指図を示す「被成遣度」を使っているのは不適切な表現である。しかも、庄屋までが③で「被成戴度」として、一枚の願い書きに二人の人物が「度」を使っているのはありえない事態である。あるいは、大庄屋が「度」の意味合いを、下からの願いに使うべきではないことを知らずに単に強い要望を表わす語と思い、庄屋にも願い書きに強い思いを伝えるべく「度」の表現を盛り込むこ

3 【所詮私共にては】

本項は、根来者垣内正福院が、同じ村の百姓に貸し付けた銀子の督促をしてくれるよう、海士郡代官でしようか、土岐主税^{とぎちから}に対して直接求めています。しかし、これは根来者として貸し付けているのではなく、百姓助左衛門（垣内正福院のこと）がしていることです。差出人は助左衛門でなければならないはず。督促を願い出るにしても、庄屋・大庄屋を通じて代官に願い出るのが筋です。それでも、正福院名で願いを直接代官に宛てているのは、1【家内人別代官直支配】の②「宗門改諸

とを求めたからなのかも知れない。ちなみに、本項前書きに記した日高郡小松原村からの「中間附替願」（瀬戸家文書し四〇二―一五）では、小松原村庄屋からの願いは、「替り御中間二御附替被成下候様奉願上候」と述べ、天田組大庄屋瀬戸又次郎の奥書は「居直り御附替被成遣候様仕度奉存」とする。立場に変わった表現である。「被」は敬語。「被成遣」は藩の行為。「度」は大庄屋の考え。松本立助 海士郡代官。

願等、地士之家内同様」を取り違えたのでしょうか。代官はこの願いを受け取ることはなかったでしょうに。

なお、百姓助左衛門は例えば、文政九年（一八二六）の「手形入控帳」（一九九）には、延べ八二人に向けて貸し銀をしています。その中では、貸し手として百姓助左衛門と根来者垣内正福院の名前が混在していて、正福院宛ての百姓からの借銀証文が、文政五年（一八二二）から弘化四年（一八四七）までの二五年間で、一二点、同じ時期の百姓助左衛門宛ての証文は一八点です。だか

らといって、これは正福院が貸し付けたと考えることはできません。借り手の百姓がこの人物は根来者だと思いい、配慮したのか勘違いしたのか、宛先をどのように記

したにすぎません。納庄屋助左衛門とすべき宛先を正福院にしてしまった、天保四年（一八三三）年貢勘定目録（三〇四）さえあるのですから。

〔釈文〕

① 乍恐奉願上口上

一 當村平三郎と申者、去ル戌五月并ニ子極月兩度ニ

御年貢ニ指詰リ難渋申參リ候付、左之通り銀子取替

仕御座候処、②其後限月切レ候付、段々催促

仕候へ共勘定も相立不申候付、無據奉願上候、

③所詮私共ニ而ハ作略も難相立御座候間、何卒

御上之御慈悲ヲ以勘定相立候様厚奉願上候、以上

垣内正福院

土岐主税様

④ 「 覚

一 銀百八拾目也

戌五月廿七日

一同百貳拾八匁也

子十二月大晦日

刁正月

（三七〇二）

〔読み下し文〕

① 恐れ乍ら願ひ上げ奉る口上

一 当村平三郎と申す者、去る戌五月并に子極月なつび きわめつき再度に

御年貢に差（指）し詰り難渋申し参り候に付き、左之通り銀子取り替え

仕り御座候処、②其後限月切げんげつれ候に付き、段々催促

仕り候え共勘定も相立ち申さず（不）候に付き、抛よんどころ無く願ひ上げ奉り候、

③所詮私共にて（而）は作略さりやくも相立ち難く御座候間、何卒

御上之御慈悲を以て勘定相立ち候様厚く願ひ上げ奉り候、以上

垣内正福院かきつちしょうふくいん

土岐主税様とぎちから

④ 覚

一 銀百八拾目也 戌五月廿七日

手形入り取てがたり替え

一同百式拾八匁也 子十二月大晦日

手形入り取り替え

寅正月

〔文意例〕

① 恐れながら願ひ上げ申す口上書き

一 当村に住む平三郎と申す者ですが、去る戌（文政九年）五月ならびに子（同十一年）十二月の二度に（渡って）御年貢（の納入）に行き詰まり難渋を申して参りましたので、左の通り銀子貸し付けを

乃長子也

①

一、商周之際，文字之變，其初也。

商周之際，文字之變，其初也。

②

此乃其初也。

此乃其初也。

③

此乃其初也。

此乃其初也。

大德王叔

④

三

增訂

張萬家

所
子月年
日

百五歌集

長沙

7

致しました。しかし、②その後期限がきたので、段々催促致しましたけれども返済も行われませんので、やむをえず（代官に）願ひ上げ申します。

③所詮私共では対処も考えつきませんので、何卒

御上の御慈悲を以って（平三郎の）返済が行なわれる様に厚く願ひ上げ申します。以上

〔語意・語法〕

①去ル戌五月并二子極月 文政八年（一八二〇）酉九月「手形入控帳」（一九八）に「戌六日 平三郎 銀百八拾目也」とあるので、「戌」は文政九年。「子」は同十一年。「極月」は「ごくげつ」とも。指詰り「差詰り」。「さし」は接頭語。望ましくない状況に追ひこまれて、どうしたらよいかわからなくなる。つまる。窮する。難渋暮らし向きが悪くて苦しむこと。また、貧困であること。取替仕御座候「取替」は、貸し付け。「仕」は補助動詞。動作性の名詞、主として漢語名詞に付き（「取替」、話し手（正福院）が聞き手（土岐氏）に対してへりくだる自卑・丁重の表現として（「物事を」する・なす」の意に用いる。「御座候」は補助動詞として使われる、「ある」の意のていねい語。（補助）動詞「仕」に付く補助動詞

として使うには「候」でなければおかしい（「取替仕候」）。差出人垣内正福院は土岐氏に宛てるのでていねいな表現にしようとして、「候」のていねい語のつもりで「御座候」を使つたらしいが、「候」と「御座候」とはどこでも差し替え可能な語ではなく、誤用。③にも同様に「作略も難相立御座候」とある（これも「難相立候」）。

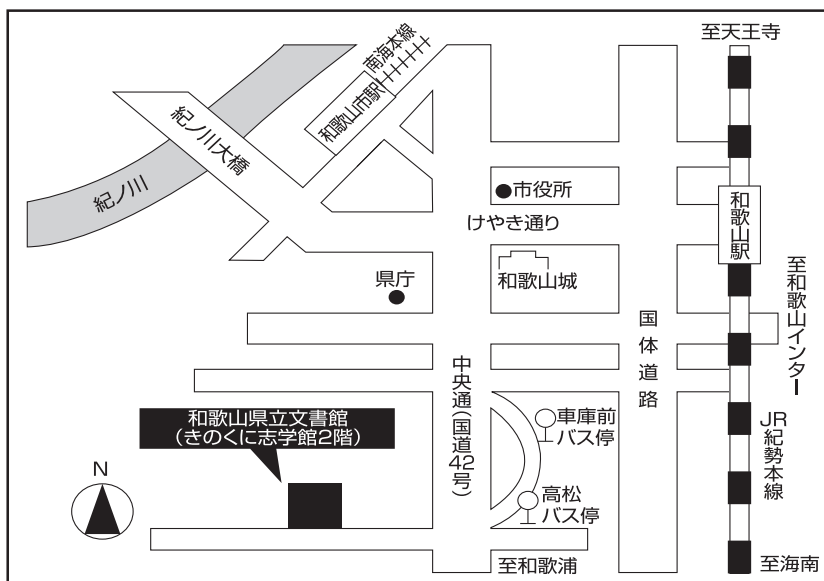
②限月 期限の月。候へ共（候う候ふ）の已然形「候へ」。「共」は接統助詞「ども」の当て字。「ども」は、活用語の已然形を受ける。逆接の確定条件を表わす。けれども。相立不申「相」は接頭語。動詞（「立」）の上に付く。語調を整えたり、語勢を添えたりする。「申」は補助動詞。動詞の連用形（「立」）に付いて、相手（土岐氏）に対し話者（正福院）が改まった気持ちで丁寧に、また、堅苦

しく言うのに用いる。

③**作略** 適当にとりはからうこと。あれこれ考えて、適切な処置をとること。考慮。配慮。**御上之御慈悲** 御上は領民に対し慈悲の心を持って政を行なうべきだという思潮。**土岐主税** 北家文書では天保初期の那賀郡代官として一〇点以上の文書に記される〔親類書〕は九五五八）。ここも代官か。

④**銀百八拾目** 金一兩一五万円＝銀五〇目で換算すると、

約五四万円。戊五月廿七日「戊」は、すでに記したように文政九年（一八二六）戊。手形入「手形」（借銀文書証文）を平三郎は入れ（差し出し）ている（これは高橋家文書中には見出せない）。取かへ貸し付け。同百弍拾八匁 約三八万円。子十二月大晦日「子」は、文政十一年。刁正月「覚」の日付ではなく、願い書きのもの。③の垣内正福院名の次の行に書かなければならない。



ホームページアドレス

<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/>

和歌山県歴史資料アーカイブアドレス

<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/archive/index.html>

〈利用案内〉

所在地

〒六四一〇〇五一

和歌山市西高松一七一三八

きのくに志学館二階

(TEL 073-4336-9540)

開館時間

火曜日～金曜日

土・日曜日・祝日及び振替休日

午前10時～午後6時
午前10時～午後5時

休館日

月曜日(その日が祝日又は振替休日と重なるときはその後の平日)

年末年始
12月29日～1月3日

館内整理日

1月
4日(その日が月曜日のときは5日)

2月～12月
第2木曜日(その日が祝日と重なるときはその翌日)

特別整理期間
10日間(年1回)

交通

JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅よりバスで約20分
和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分

古文書徹底解説 紀州の歴史 第八集

令和三年三月三十一日発行

編集 和歌山県立文書館

発行 和歌山県

印刷 株式会社 ウイング

環境に配慮した用紙と、
植物性由来のインクを使用しています。
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



